平成２２年第３回柳津町議会定例会会議録

平成２２年９月１４日第３回柳津町議会定例会は柳津町議会議場に招集された。

１．応招議員は次のとおりである。

１番　横　田　善　郎	５番　鈴　木　吉　信	８番　伊　藤　　毅
２番　菊　地　　正	６番　小　林　　功	９番　磯　部　静　雄
３番　羽　賀　　弘	７番　荒　明　正　一	１０番　田　﨑　為　浩

２．不応招議員は次のとおりである。

な　し

３．会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

町長の説明について

陳情について　　陳情第　５　号

一般質問（通告順）

報告第　１　号　決算特別委員会付託案件審査結果報告

報告第　２　号　産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告

議案第５０号　柳津町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について

議案第５１号　柳津町公立学校施設使用料条例の一部を改正する条例について

議案第５２号　柳津町文化財保護条例の一部を改正する条例について

議案第５３号　平成２１年度柳津町歳入歳出決算認定について

議案第５４号　平成２２年度柳津町一般会計補正予算

議案第５５号　平成２２年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算

議案第５６号　平成２２年度柳津町老人保健特別会計補正予算

議案第５７号　平成２２年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

議案第５８号　平成２２年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第５９号　平成２２年度柳津町介護保険特別会計補正予算

議案第６０号　平成２２年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算

議案第６１号　平成２２年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算

議案第６２号　平成２２年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算

議案第６３号　平成２２年度柳津町下水道事業特別会計補正予算

議案第６４号　平成２２年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算

議案第６５号　平成２２年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算

議案第６６号　教育委員会委員の任命について

議案第６７号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第６８号　柳津町過疎地域自立促進計画の策定について

議案第６９号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第７０号　工事請負契約の変更について

報告第　４　号　財団法人やないづ振興公社経営状況報告について

報告第　５　号　地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について

平成２２年第３回柳津町議会定例会会議録

第１日　平成２２年９月１４日（火曜日）

１．出席議員は次のとおりである。

１番　横田善郎	５番　鈴木吉信	８番　伊藤　毅
２番　菊地　正	６番　小林　功	９番　磯部静雄
３番　羽賀　弘	７番　荒明正一	１０番　田﨑為浩

２．欠席議員は次のとおりである。

なし

３．地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町長	井関庄一	保育所長	岩佐節子
副町長	田﨑幸一	教育委員長	寄金　勉
総務課長	新井田健一	教育長	新井田明義
出納室長	齋藤勇雄	教育課長	伊藤光正
町民課長	矢部良一	公民館長	長谷川富雄
地域振興課長	佐藤静穂	代表監査委員	長谷川和男

４．会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	新井田　敏	主査	鈴木貴雄

５．会議事件は次のとおりである。

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　会期の決定について

日程第３　諸般の報告について

日程第４　町長の説明について

日程第５　陳情について　　陳情第５号

日程第６　一般質問

日程第７　議案第５３号　平成２１年度柳津町歳入歳出決算認定について

◎開会及び開議の宣告

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第３回柳津町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◇　　◇　　◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長

日程第１、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により指名をいたします。

１番、横田善郎君、２番、菊地　正君、３番、羽賀　弘君、以上３名を指名いたします。

◇　　◇　　◇

◎会期の決定について

○議長

日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、さきの議会運営委員会において、本日より９月22日までの９日間と協議願ったところでありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本定例会の会期を本日より９日間とすることに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

◎諸般の報告について

○議長

日程第３、諸般の報告について、これより平成22年６月16日開会の第２回定例会以降、本日までの諸般の報告をいたします。

まず、議会の諸般の報告については、お手元にお配りのとおりでありますので報告にかえ

ます。

次に、柳津町監査委員より、平成22年５月から７月までに関する例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしましたので報告にかえます。

◇　　◇　　◇

◎町長の説明について

○議長

日程第４、町長の説明について。

町長のあいさつと提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日、平成22年第３回柳津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の折にもかかわらずご出席をいただき、まことにありがとうございます。

このたびの名誉町民であります春日源一氏が急逝されるという余りにも突然な出来事は、まことに痛恨のきわみであり大変残念でなりません。これまでの数々のご功績を考えれば、まだまだいろいろとご指導をしていただくために大変大切な人でありました。皆さんとともに心からご冥福をお祈りするところであります。

本定例会におきましては、条例の一部改正、平成21年度決算及び本年度の補正予算等について提案いたしますので、ご審議の上、全議案議決賜りますようにお願いを申し上げる次第であります。

さて、我が国の経済状況は、為替や株式相場が不安定な状況にあり、依然として経済活動や個人消費等が低迷しているところであります。これらの影響を大きく受ける地方経済においては、関連企業の縮小や撤退など雇用調整や倒産などとあわせて労働者の職場削減が進み、雇用環境の悪化などさまざまな面において大きく影響を及ぼし、地方自治体にとっては地域経済活性化への取り組みが重要な課題となっているところであり、国の緊急経済対策や来年度予算での政府の景気対策に関する取り組みに大きく期待をするところであります。

このような中、政権交代後初の国政選挙となった７月の参議院議員通常選挙では、与党が過半数を獲得できず、ねじれ現象となる国政運営となっているところでありますが、８月末に出そろった各省庁の新年度予算の概算要求では、一般会計総額で96兆円となり過去最大の要求額となったところであります。今後予算規模を絞り込むために要望削減の査定が行われ

るところでありますが、政府が掲げる「元気な日本復活特別枠」の３兆円には、雇用拡大、経済成長のための予算や国民の安全・安心のための予算が重要施策として盛り込まれており、公約に掲げたさまざまな政策の実現とともに、多くの国民が期待するところであります。公共事業や農業政策、さらには財源問題など地方政策や自治体運営に大きく影響を及ぼす諸政策がどうなるのか、その行き先は地方自治体にとりましても大変重要であり、これから本格化する予算編成作業において国・県の動向を注視しながら対処してまいりたいと考えているところであります。

このような情勢ではありますが、本年度も間もなく半年を過ぎようとしており、重点事業に掲げました各種施策について、ほぼ順調に進捗しているところであります。今後とも適正かつ効率・効果的に行政運営に取り組み、各種施策、事務事業遂行のため全力を傾注してまいりますので、議員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、本議会に提案いたします案件は、条例の一部改正に関する案件３件、平成21年度決算認定に関する案件１件、平成22年度補正予算に関する案件12件、教育委員会委員の任命に関する案件１件、辺地に係る総合整備計画の変更に関する案件１件、過疎地域自立促進計画の策定に関する案件１件、財団法人やないづ振興公社経営状況の報告に関する案件１件、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告に関する案件１件、以上の21件であります。

慎重審議の上、全議案議決賜りますようにお願いを申し上げまして、私のごあいさつといたします。

◇　　◇　　◇

◎陳情について

○議長

日程第５、陳情について、陳情第５号「西山地域の開発に関する陳情」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本陳情は、陳情の趣旨を尊重し、産業厚生常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本陳情は産業厚生常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることに決定いたし

ました。

◇　　◇　　◇

◎一般質問

○議長

日程第６、一般質問をこれより行います。

通告順により、横田善郎君の登壇を許します。

１番、横田善郎君。

○１番（登壇）

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず１番目ですが、健全財政運営に伴う遊休資産の管理及び文化財について。

来年度以降、交付税、各交付金の削減が危惧されます。この収入予算が恒久的に削減されれば、町の予算も縮小せざるを得ないのではないか。そこで、将来負担になりそうな次のことをお伺いします。

一つ。現在利用されていない財産、所期の目的から外れている財産について、現在どのようのどの部署がどのような管理をされているのか。例えば、檀ノ下の住宅団地、銀山跡地に残る煙突、旧久保田小学校校舎や寄宿舎の跡地、各旧分校舎の跡地、孤立集落集会施設等の教育施設、旧ホテル等について活用や処分の処置方針についてお伺いします。

二つ目。公共の最も重要なサービスである各上下水道事業、国保事業各会計の健全化についてどのような維持方針を考えておられるのか。

三つ目。国・県・町指定の各文化財の管理と今後の保全方針についてお伺いします。

二つ目の質問ですが、町内や各集落の整備、生活機能の維持についてお伺いします。

人が快適に住むための上下水道の整備や生活道路の整備、足の確保、集会施設の整備などハード面での整備は、計画中、施工中もありますが、ほぼめどが立ったものと思われます。産業の振興も含めて今後その地域に安全安心に住み続けるには、どのような対策が求められるのか、投資効果のためにも早期に検討すべきだと思いますが、町長はどのように考えておられるのかをお伺いします。

以上、お伺いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、１番、横田議員にお答えをいたします。

まず、１点目であります。健全財政運営に伴う遊休資産の管理及び文化財についてでありますが、国では来年度から一括交付金の段階的導入など新たな検討がなされております。町においては、社会経済の変化に弾力的に対応できるよう行財政基盤を強化し、住民の福祉の向上と活力あるまちづくりと健全な財政運営を図るために行政評価制度を導入し、効率的な行政の運営に努めておるところであります。

その中で、①として議員が掲げました財産の管理についてでありますが、町行政の使用目的を終了し普通財産として管理をしている財産は総務課で管理をしておりますが、旧学校敷地については教育委員会で管理をしているものであります。地区において活用できるものは地区で使用しているものがありますが、また一般住民の方が営業目的で賃借しているものが一部あります。町としては公有財産でありますので、有効的な活用並びに処分を検討してまいりたいと思っております。

二つ目の上下水道、国民健康保険事業会計の健全化についてでありますが、現時点で上下水道整備については、整備計画の事業は完了をしておりますので、今後維持管理に経費がかかりますので加入率の向上に努め財源の確保を図るために努力をいたしたいと、そのように思っております。

一方、国民健康保険事業特別会計については、医療費が年々増加傾向にあり危惧されるところであります。町民の健康増進を図る上からも医療機関に係る疾病の内容等を調査して、疾病の予防、早期発見のための健診率の向上並びに保健指導に努め、医療給付費の削減を図り健全化に努めてまいりたい、そのように考えております。

③でありますが、国・県・町指定の各文化財の管理と今後の保全方針についてでありますが、柳津町の国・県・町指定文化財は現在18件ございます。その所有は町、寺院、地区、個人とさまざまで、それぞれの文化財の管理・保全を所有者にお願いをしているところであります。

町指定の文化財については、毎年報償費――これは謝礼としてやっておるわけですが――町予算に計上し、所有者に管理謝礼を支払っておるところであります。また、国指定の奥之院の弁天堂については、火災防護訓練の実施や除雪作業等により管理・保存を努めているところであります。

文化財は貴重な国民的財産であり、これを公共のために大切に保存することは町の務めで

あると十分に認識をしておるところであります。今後その適切な管理や保存について考えていきたいと思っているところであります。

大きな２番であります。町内の各集落の整備、生活機能の維持についてであります。

少子高齢化が進行する中にあって、住民一人一人が将来へ希望を持って住民相互の連携が重要であると思っております。また、地域の機能を維持していくためには、集落機能の維持、また活性化を図ることが大変重要であると認識をしているところであります。高齢者対策、安心して子育てができる環境など、行政としての支援体制の充実を図るために、平成23年度からの新たな柳津町第５次振興計画の政策事業として取り組んでまいりたいと、そのように考えをしておるところであります。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

○１番

それではまず、基本的にちょっとお尋ねしますが、平成21年度の決算の予算現額で今回提出されている予算現額は43億5,800万円ほどなんですが、そして町が公表している計画においては25年度の推計では28億900万円にすると。これはいろいろ上げ下げはあるとは思うんですが、災害とかあるいはいろんな国の経済対策とかあればこれは当然推移しますが、こういったところで、あと21年度の標準財政規模が25億4,700万円と。標準財政規模が一番やはり町の健全化率には大きなウエートを占めるわけでございますが、分母になる数値はこの標準財政規模からもとになると思うんです。その中で、こういったことで交付税もことしあたりは20億からの見込めるような予算化しておりますが、一時小泉改革のころには16億くらいまで下がった経過がある。これは当然16億くらいまで下がると。これは当然この町の発表している推計でも16億何百万まで下がるというようなことを推計しているわけですから、当然28億程度のがなを目安になるんでないかと。こういった町の方針に変わりはございませんか。

○議長

町長。

○町長

その方針についても、今回ここ２年本当におかげさまで交付税についてもかなり政府として上乗せをしていただきました。議員がご指摘のように、小泉政権のときには大変厳しい財政のやりくりをされてきたわけであります。そういったときの一つの方針として掲げたもの

でありますので、そうなっていけば財政的にはかなり安定的な財政になるという見込みは立てております。

なお、詳細につきましては、総務課長より答弁させます。

○議長

総務課長。

○総務課長

今の横田議員から指摘されたように、地方にとりましては、特に柳津町にとりましては地方交付税、そういったものが柳津町の大きな財源になっております。それで、今まで平成17年度から行財政改革を進めてきたわけですが、その中で交付税が当然、合併特例債とかそういうようなほうに回って下がってくるだろうと。そういうような予想を立てまして、そういった財政計画を組んでおります。

それで、今現在ですが、21年度決算では当初18億というようなことを見込んでおったんでが、景気の低迷から緊急対策とかきめ細かな事業ということで20億くらい来てるんですが、今年度もそのくらいのベースで、昨年同様というようなことで見込んではおるんですが、来年度からについては、国のほうでも大変な赤字国債を発行していますので、町村にとっては、当然国のほうでも交付税も削減の対象だというようなことを言っておりますので、それと先ほど町長も言いましたように、一括交付金制度というようなことで入ってきています。そういった場合に、今までの交付金、補助金絡みがそれ相当に確保できるかどうかというのがまだ不透明でございます。ですから、我々はそういったものを予測しながら、これからの財政については、やっぱりそういった経常経費の削減とかそういうなのを含めてなるべく健全化の財政に努めたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長

横田善郎君。

○１番

今の説明を聞きますと、やはり健全化に努めるといいますか、かなり減ってくるんだろうと、一括交付金あるいはその補助金等がなくなれば。ということであれば、今の予算規模より10億程度下げなくちゃなんないわけなんです。10億も下げるというのは並大抵でないと思うんです。どこを。一つは、人件費や何かを削っていくのは当然だと思うんですが、まず町民のサービス等についても、これはどこまで。それによってもこの後お伺いしたいと思うん

ですが、まず国保税とかあるいは上下水道とか、あるいはいろんな使用料とか、あるいは町が独自に出しているサービス等、これを削減せざるを得ないんでないかと。こういった検討を早急に、今から30億弱の予算を組んだときにどのような予算になるのか、これを早急に検討すべきだと思いますが、どうお思いでしょうか。

○議長

町長。

○町長

これは参考になりますけれども、横田議員にお答えをしたいと思いますが、先日、各首長にアンケートがございました。そのアンケートの中で、補助金で一括交付金がされますけども、新聞紙上の中で３割カットしてもとか半分とかいう話が小沢議員からあったわけでありますが、今党主の選択肢をやってるんですが、そのお答えとして私はこういうふうに書いたところであります。「補助金は一切カットとか何かじゃなくて、交付金は一切含めて今の現状を維持すべきだ」ということを回答を出したところであります。

そういったことで、今議員がご指摘のように、私は一挙に下げるということはできないと思います。段階的に下げながら健全財政の規模を設定していくと、そういう方法をとりながら、そして住民のサービスの急激な低下にならないようにしていくのが我々の務めである、そのように思っていますので、それらの財政規模をにらみながら今の財政規模を確保しながらも交付金、そういったものに体制を万全にしていきたいと、そのように思っているところであります。

○議長

横田善郎君。

○１番

財政規模を維持するといっても、今基金はもう既に使える公共施設整備基金とか財調についてもかなり使っておりますし、こういった中でなかなか毎年の基金から繰り入れるといってもこれは困難になってくるんではないかと。私は、今の財政規模を維持するのは当然無理だと思うんですが、これらについては、今ここで無理だ、無理でないと言ってもこれはしようがない話でありますのでこれは後日お伺いしますが。やはりいずれにしても財政が厳しくなるということについては、これは執行部のほうもそういう認識で今おられるというようなことでございますから、個別について質問をいたしますが、そういった厳しくなる中で、やはり今処理しておくべきもの、あるいは整理しておくべきものは、整理しておくべきだと思

いますので、その個別についてお伺いします。

まず、檀ノ下の住宅団地については、将来としても住宅団地としての使用が不可能であれば、これ一たん議会に対しては、住宅団地として買収してたと思うんですが、これは特別会計の土地取得会計で多分管理していると思うんです。これはもう住宅として使用が不可能であれば、買収したときの面積とか現在の面積あるいは金額などを公表して一般財産に移すべきでないか、先ほどの話では何か総務課で管理して一般財産に移すんだと。これについても一般財産として総務課に管理を移して、特別会計から一般会計に移すべきだと、管理については。昨年については何か桜を植えてもう住宅地として不可能のような状態だと思いますので、この見解についてお伺いします。

○議長

町長。

○町長

議員もおただしの前にやっぱり確認されていると思うんです。あそこは、確かに今の桐ヶ丘の第２弾としての住宅団地の形成の中で図りながらやってきて、定住人口の増加を図ったわけでありますが、大変残念ながら地すべりが起こったということで、あのような体制の中で何年か地すべり対策をしていただきながら今日まで至ったことは、この経緯については議員が知ってのとおりであります。

そしてまた、あのような住宅の若者が住む場所でありますので、そこらの景観上の問題として美化運動を進めて、皆さんが住みやすい環境づくりをしてやろうということであのような形をとったわけですが、これからもやっぱり適切な財産運営管理をしていくべきだとそのように思っていますので、今議員からおただしがありましたような財産管理のどこで所管するのか、きちっとやっぱり適切な台帳をつくるべきだと、そのように思っております。

○議長

横田善郎君。

○１番

適切な管理をしていくということでございますが、もしこういう土地取得会計が売り物にならない、財産にならないものについては、これは含み財産として会計が、今までの町の執行部の考え方としては、土地で持っていようと金で持っていようとそれは同じでないかという考え方もあったとは思うんですが、しかし、もう財産として住宅団地として売り物にならない土地については、これはやはり決算上落として、そういったことの処理をすることが健

全な財政、特別会計、これが連結決算も出てもうやってしますので、あるいはバランスシートを作成する上で、幾らこれ将来の負担率が少ないとか何とか言いましても、健全な財政だと言いましても、そういう含みのいわゆる不納欠損分については処理するべきだと思うんですが、どうでしょうか。

〇議長

町長。

〇町長

これらについては、やっぱり社会状況を見ながら、例えば今議員がただしたように、一つの財産ではありますけども、それがすべて町が管理する、それでまた民間の人が関与しながらそれらを楽しみながらやるという手法もあると思っております。そういった中では、できる社会、やっぱり環境があると私はそう思っております。今の檀ノ下の関係では、大変厳しい状況下にありますので、それらについて民間の人たちに必要な人に買っていただく、そういったことも踏まえてもなかなか難しいと思っております。

なお、詳細につきましては、総務課長より補足答弁させます。

〇議長

総務課長。

〇総務課長

ただいま檀ノ下の宅地というようなことでのご質問ですが、うちのほうでも短期間の中でしたがわかる分でちょっと調査してみたんです。たしか柳ヶ丘の分譲につきましては、平成２年、３年と宅地の分譲ということで基金を一般会計から繰りまして、それを宅地造成ということで造成をしております。それで、その分については一応分譲として売り出したということでございます。

そして、檀ノ下の段につきましても、当時の書類というのはなかなかちょっと見つかってない。今探しているんですが、当時檀ノ下は、柳ヶ丘と今の檀ノ浦住宅の造成時期にあの辺一体を既に町として買収してたんですよね。あの辺の団地を造成するときにその地区を買収していたと。それが宅地分譲というような形でなされたかどうかというのは、まだ調査してみないとわからないですが、ですから桐ヶ丘を造成したときには既にあの土地は柳津町の名義というふうになっていて、一部その名義が登記がなされてなかったというような部分がありまして、後でそういう部分を名義の変更とかそういうようなことでやった経緯がございます。

今横田議員が言われましたように、その辺ちゃんと所期の目的を達成したものについては普通財産というふうになりますので、その辺についてはもう行政財産として目的、使命を終わったものについては普通財産として管理して、その土地を民間に売却できるものとか、町としてまた新たに別な目的をやるとかというようなことを明確にして、土地の管理をしたいと思っております。

○議長

横田善郎君。

○１番

ですから、今の答弁ですと、桐ヶ丘とか柳ヶ丘とかとあそこの住宅団地を一体化してからあそこも活用するんだというふうに聞こえてくるわけなんですが、これは住宅地、宅地が建たなくてもあの辺一体の新興住宅地としての一環として活用するんだと。であれば、今住宅団地や何かは一般会計で管理しているはずです。地域振興課で管理しているはずです。であれば、土地取得会計に置く必要があるのか、置くべきでないじゃないかと、私はそれを言っているんですが、これを早急に一体化してやるのであれば一般会計の管理に移すべきだと、でないかと、それはどうでしょうか。

○議長

総務課長。

○総務課長

ですから、宅地造成で完売して一般会計のほうに繰り入れしてもらった分を繰り出して一般会計に戻すというようなことがあれば、それについては一般会計で管理しても私は何ら差し支えないというふうに思っております。

○議長

横田善郎君。

○１番

それでは、時間がなくなってしまいますので別な部分に移りますが、まず銀山の跡地の煙突についてちょっとお伺いしたいんですが、町の財産になった経過はよく私わかりませんが、かなり老朽化しているから危険な状態でないのかと。昔、囲いがしてあってやはり近寄るなというようなあれもしてあったような気がしますが、こういった今の状態を見てから、危険防止のさくとか看板とかを設置すべきでないかと思うんですが、また取り壊しした場合、全く無用の長物になった場合に、これを取り壊すのは相当のお金がかかんでないかと。これら

についても内部でやはりいろいろ検討しておくべきでないかと思うんですが、教育長どうでしょうか。

○議長

教育長。

○教育長

それではお答え申し上げます。

軽井沢の銀山ですけれども、これについては、文化財保護審議会でも今まで検討はしてまいりました。今までの概要を申し上げますと、平成４年に町のほうに銀山の中の煙突だけ町に寄贈されております。そして、平成４年にその寄贈を受けてから町のほうでコンクリートによる補修をしております。実際はコンクリートによる補修はうまくないのでありますけれども、もし文化財としてやる場合には全く同じ、つくったときと同じような形での補修をしないと文化財としては価値が下がりますので、文化財指定の面では余りよくないのでありますけども、とりあえず町としては寄贈を受けて補修をいたしました。そういう状況で現在まで至っております。

平成20年、21年にかけて、県のほうで県の近代化遺産ということで、明治以降近代化のためにやったいろいろな施設等があるんですが、それを文化遺産として見直そうという動きがあって、その調査がありました。実際に、銀山についてはその調査の対象になりまして、一応報告書の中に残って報告書に入るということになりました。ですから、県のほうとしては価値としては認めているのでありますけども、これをどうするかということは県のほうはまるっきり、それについて予算を計上して何かするということは一切ありません。

町のほうとしてじゃあどうするのかということで、まず町の文化財に指定しない限り、それを保存するとかそういう形ではできないかというふうに思っております。ただ、今横田議員さんがおっしゃったように、これを維持していくのにはどのような経費がかかるのか。あるいは維持しないでもう処理しちゃうというのは、やはり壊すにもお金かかる。しかし、このままにしておいたらば危険でもあるというやはり状況になってきていると思いますので、今後その辺については、経費等も含めながら具体的に検討する必要があるかなと思います。検討するのは、やはり文化財保護審議会のほうまず通じて検討をして、そこから町のほうに答申とか何なりお話をしてやっていきたいというふうに思っております。ただ、経費の問題が一番心配でございます。

以上です。

○議長

横田善郎君。

○１番

確かにあれを県のほうの財産として県文化財としてとらえてくれるのであれば、これは町としてもいろんな観光的な面からもありまして、これを保存していくのに越したことはないんですが、果たして県のほうも、もし指定はすっけど金は出さないよと、そういったことになった場合、町が維持できるかというようになると甚だ疑問な面も多いわけですが、なおこれらについてはよく、あの煙突については、非常に万が一あそこかられんが等が落下してけがしたなんてことのないようにお願いしたいと思うんですが、それでこれについてはなお今後とも検討するということですので、よく検討していただきたいと思います。

あと、町指定の文化財、あるいは県と指定がダブっている文化財がありますが、これは先ほどの町長の答弁ですと、何かお金も出してから管理しているんだと。この文化財について、やはりこれについての管理といいますか、やはり町が町の重要文化財として指定しているわけですから、この確認といいますか、これらについて年に１回程度はやはり教育長さんなりあるいは課長等が行ってから、これは何も健全な管理をしているかどうかというようなことだけでなくて、やはり行ってからその持ち主の所有者の話を聞いたり、いろんな管理の苦しみとか心配事があればそういったところの話も聞いてくると、そういったことも必要でないかと思うんですが。ですから、年に１回程度もしくは教育長が２年に１回でもいいですけど、そういったやはり所有者に対しての敬意を払うべきだと思うんですが、それはどうでしょうか。

○議長

教育長。

○教育長

それではお答え申し上げます。

今お話しいただきました。全くなるほどなというふうに思いました。

実は、平成17年の文化財保護審議会で町指定の文化財については全部視察をいたしました。私も平成12年12月だったんですが、個人所有者それから地区で所有しているものもあるわけですけれども、そういうものすべて、国と県の指定の一部を除きまして一応私も全部お目にかかりまして、あと所有者の方ともお話をしたんですが、平成17年でありますので、それから５年もたってまるっきりやってないわけですので、あとは所有している方にお願いしま

すということで、わずかばかり――１年間で6,000円でありますけれども――をお支払いして、しかもそれもお渡ししないで多分口座振替という形でやってるんだろうと思いますが、そんな形でまるっきり私も行っておりません。

やはりこれは、町のほうの指定で町が指定しているものですから、やはり町が本来は管理すべきところをできないのでお願いしているというふうなことになっているかと思いますので、これについては支払いとか等も含めて絶えず、最低でも１年に１回はやはり管理している状況等も把握しながらやっていく必要があるかなというふうには思っております。

大変建設的なご意見をいただきましたので、ぜひそのような方向で考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

〇議長

横田善郎君。

〇１番

今の話で大分わかりましたが、やはり町の文化財ですので、これを所有者の意向によっては町がやはり管理すると。所有権はもちろんその所有者のものですが、管理をやはり教育委員会等で、そういう文化財や何かについてはやっぱり教育委員会が知識なり造詣なりが一番あると思うんです。文化財はよく一般的には、我々もそうだったんですが、文化財とか文化についてはお金にならないとか、金にならないと文化だとかという感じなんですが、これからやはり文化というのが観光や何かについて非常にお金になるんでないかと。まずは町のステータスを上げていくにも、この町の文化というのが一番やはり重要になってくるんでないかというのは思いますので、一つは今指定してある町の文化財を町が保管できるものは要望によっては保管していくと。あるいは、町の自然に対するこれも文化としてとらえて、例えば虚空蔵様から眺めたあの景色とか、そしてあるいは斎藤清画伯の描かれたそういった風景を、そこの保存のために屋根のペンキは例えばくすんだ色にしてくださいとか、異様な建物は、それは景観条例や何かつくらなくても地域がここはこういった中でやはりお願いしていくと、そこに住む住民の人と話し合いを持っていくというふうなことは考えられないでしょうか。

〇議長

教育長。

〇教育長

文化財の保護については、教育委員会管轄で絶対やらなきゃならないですが、今のお話は

やはり観光の面とのかかわりもございますので、いわゆる地域振興課とも話し合いをしながら進めていく必要があるかなと。まちづくりになりますと教育委員会がこうしろというわけにはいかないところも出てきますので。ただ、文化としてあるいはいわゆる自然景観、いわゆる天然記念物等もございますので、そういうものは教育委員会の管轄でもありますので、これはやはり全庁的に連携しながら進めていく問題だと思いますので、そういう面では教育委員会のほうとしても積極的にご意見を申し上げて、そしてできるような方向で考えてはいきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長

横田善郎君。

○１番

確かに教育委員会は、政策的にも政治的にもそれは中立の立場で、金もうけのためのというようなわけには確かにいかないと思いますが、これは緑の文化財等もそうなんですけれども、一緒にダブって指定してあるものありますので、その保存や何か景観等についても、やはり地域振興課等と連絡といいますか、密にしてから保存できるものをまたそういった景観的なものについてもやはり保全していくべきだと思いますので、それについてやはり教育委員会等も積極的にかかわっていただければと思います。

○議長

答弁は。

○１番

いや、いいです。教育長に申し上げていたので。

○議長

では、教育長。

○教育長

議員さんがお話ししたとおり、教育委員会としても積極的にかかわっていきたいと。実は教育委員会の主催しているイベント等についても、例えば博士山の登山なんていうのはある意味では観光的なほうが強くなってきているんです。しかし、教育委員会でやっていますけども。そういうものは、他の課とやはり連携してやることもどんどん必要になってくるのではないかなというふうには今いろいろな面で検討しているところでありますので、景観等の保護等についても教育委員会としても積極的にかかわっていきたいというふうに思っており

ます。

○議長

横田善郎君。

○１番

それでは、また別な個別質問に移りますが、まず桜づつみのことについても、将来的に負担がかかってくるんではないかと。というのは、これについては植栽をしたわけですが、これは町長は都市との交流の一環だと。これは、生誕百年にも合わせてこういった年に何回か来てもらえれば非常に町の活性化にもつながるんでないかというようなところの含みのもとで、思惑のもとでこれを施行されたと思うんですが、最初、町長は金はかからないんだと。これは植えてもらうし、管理も自分たちに管理してもらうからかからないと。でも、現実はやはり何百万かの、植栽にしろかかってくるわけですが。さらに契約によって、これは十何年間ですか、これは町が保全しなくちゃなんないと。この間見ましたら二十何本かの枯死しましたが、これはことし１年間までは建設法に基づく保全する業者が保全されるわけですが、これは瑕疵担保の多分適用になると思うんですが、しかしながらこれを万が一、そこでお尋ねしたいんですが、万が一これが異常天候等によって木が倒木したり、あるいは盛り土した分の土砂が流出した場合、どの辺まで町が責任があるのか、例えば何年もたった木が倒れた場合、これまた町が植え直さなくちゃなんないのか、土砂の流出部分については県が持ってくれるのかどうなのか、この辺についてお尋ねします。

○議長

町長。

○町長

議員のおただしでありますが、私はやっぱり今のこの桜づつみというものは、これからの観光資源として、そしてまた我々国民としてですが、桜というものは常にやっぱり春の息吹、それぞれの人としてのかかわりの中で躍動感がみなぎるわけでありますので、それらについては、私はあの事業に関しては多くの皆さんのかかわりを持ちながらやっていくということは大切なこれからの資源であると、そのように思っております。

そしてまた、最悪の事態を想定しながらやっていかなくちゃならないことは間違いないと思うんですが、それらについては、そういう気象条件の中でそういうことができるだけ起きないように、そしてまたあの傾斜くらいであれば何とかそんなに土砂の流出といったことはないだろうと、そのように思っております。そしてまた、あの堤防の中でもそういった準備

をしながら、備えをしながら土盛りをしているというところもございますので、それらについても責任の所在を今どうのこうのということじゃなくて、あれをいかに観光資源としてみんなが活用できるような方向性を探っていくかというような建設的な前向きな方向で私は臨んでいきたいと、そのように思っております。

○議長

横田善郎君。

○１番

いや、町長、別に桜のまちづくりをすることに私反対しているわけではないので、ただ桜、駅からずっとこちらの海洋センターのところまで、そういったところまでの桜並木、町内の柳津町の桜ということについては、前から名物でもありますし名所でもありますので、こういったがなについての基本的な施策はもちろん反対するわけではないんですが、ただ財政が悪化した場合に、こういったがなについて旅情や哀愁だけでこういった維持管理、効果的な問題もあると思うんです。ただこれを例えば契約書の内容で年に何回くらい、２回は来て管理すべきだとか、することとか、あるいは自然災害で枯れたとき、倒木したときには免責になる、町の責任はないですよと、そのようなことが契約書にうたってあるかどうだかお尋ねします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、横田議員にお答えします。

桜づつみのオーナーとの協定は特に結んではおりません。維持管理につきましては、募集のときに植樹後の桜はオーナー自身で定期的に管理するということになっております。

なお、ことしから実施したわけなんですが、水ウオークとかいわゆるウォークの通るようなところでは観光面からも草が生えててはまずい部分がありますので、そういう部分については町でもやるべきものはやっていきたいと思っております。

○議長

横田善郎君。

○１番

それでは、定期的に管理するという項目はうたわれているということなんですが、そして義務づけてはいないと。ただ、実質的な管理、例えばことしのような干ばつのときに水をく

れなくちゃなんないような状況のときに、所有者が管理するといってもやはり最終的には町が責任を負わざるを得ないんじゃないかと。だから、こういったがなについてはどのような今後とも、ことし１年間はそういった業者が植えかえてくれたとしましても、来年以降については、枯れたときに町がやはり責任を負わなくちゃなんないんでないかと。来年は枯れないという保証はどこにもないわけで。ことしぐらい異常な暑さのときには、生物だってやはり相当な管理をしてやらないと生育できないと思うんです。そういった中で、これは新たなもう債務負担行為でないかと私思うんですが、これを例えば管理していくのに将来的にどのくらいかかるということについても、当然この、公表している必要はないんですが、町の財政は健全だ、健全だって言ってないで、こういったいろんな問題についてやはり負担についてまとめていくべきだと。そして、その裏のやはり貸借対照表やバランスシートをつくるときにはそういったことも当然検討すべきだと思うんですが、そういった考えはございませんか。

〇議長

地域振興課長。

じゃあ、町長。

〇町長

実際に議員も見てわかるとおり、柳津町にかかわっている皆さんも参加をしていただきます。そういった中で、ことしのような猛暑のときに根に草を回して保護している方もいらっしゃいました。そういったことで、それぞれがやっぱりかかわりを持ちながらやってくださるということは大変ありがたいと思っております。

そしてまた、これからのいろんな状態の中で、町もやっぱりリスクは背負わなくちゃならない部分もあると思います。ですが、これだけ経済状況が悪化してきますと、そういったことも町の一つの指令的なこともある。そしてまた、多くの皆さんが参加して初めてその事業が成り立つということもありますので、その辺は十二分に精査をしながら、そしてまたリスクはあってもそれ以上の多くの皆さんが町によって潤う部分があるような体制づくりをしていきたいと。

なお、補足説明については、地域振興課長より申し上げます。

〇議長

地域振興課長。

〇地域振興課長

ことしは特に猛暑でこのような気象は私たちも想定できなかったものですから、今後はそういうことも念頭に置いて維持管理に努めていきたいと思います。また、その辺は今度また全員協議会とか何かで皆さんとご相談しながら維持管理に努めたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長

横田善郎君。

○１番

時間があと８分しかなくなってしまった。

次に移ります。国保税のことなんですけど、詳しくお尋ねしようと思ったんですが、なかなか時間がなくなったものですからちょっと要点だけ聞きますが、広報やないづの９月号を見ますと、この中に「みなさんは、何と比較して高いと判断していますか」と問いかけがあるわけなんですが、そして、表５という中では、１人当たりの医療費は１人当たり保険税の柳津町の医療費がいかに高く、国保税がいかに安いか、低いかということを言っているわけですが、これは全く何をもってこういうことを言っているのか、これは再三わたって、代表監査委員もおられますが、柳津町の１人当たりの平均が下から何番目だと。１、２、３、４、５、６、７番目くらいですか。これは、分母が大きければ１人当たりの平均がなるのが当たり前ですが、これは町では３割、５割、７割、あるいは全額免除になっている人もかなり多いと思うんです。そういった方まで割れば確かにそれは低くなります。だから、何をもって比較して高い安いというの、同じ収入、同じ資産、同じものを例えば隣接町村の税の算定根拠に入れて、これでもってから高いとか安いとかっていうモデルケースごとやるべきだと思うんです。あるいは、もっと現実的に、町の例えば共済組合等に合わせた、収入が幾らで共済組合の人はどのくらい、いわゆる短期共済ですけど、これが健康共済保険になると思うんですが、それに比べて安いのか、高いのか。当然これは、とにかく今国保税のほうが高いんです。隣接町村で１人当たりの同じくらいの収入で比べた場合、これは税率がいろいろ違ったとしても同じ条件でやればすぐ出てくるはずなんです。

ちなみに、あんまり安い、安いって言うから、私、はっきり言えば坂下町に行って私の書類をそっくりやったら、私７万2,000円安く出ました。私くらいの収入の中でそのくらいの差が出てくると。国民年金等あるいは一般の社会、厚生年金にかかる人であっても、こういう国保税がいかにほかと比べて柳津町は高いかということを、柳津町が安心して安全に住めるとかっていうのはいろんな条件のもとで、これは国保税とかも今回も触れるわけ、時間な

くなってしまったんですが、水道料とかいろんな使用料とかが高ければ、これは町が住みやすい町とは言えないと思うんです。この国保税が安いというのは、ほかの町村と比較してみたことがあるんでしょうか。

○議長

町長。

○町長

議員のご指摘もわかります。そういったデータのもととして表面的な面はあると思っております。なお、詳細につきましては課長より補足説明させますが、より文化的な生活の水準を上げていくということになれば、大変やっぱり負担が大きくなると。これはやっぱり規模の経済ということで、人口が減れば減っただけやっぱりそれだけ負担がふえていくと、そういうことであります。そしてまた、私たちがやっぱり心配しているのは、多重の診療だと思っております。そういった中で、より便利さの中からそういったものがやられるということもあると思うんですが、これからの健康を考えれば、できるだけ国保税そしてまた医療の面でもそれをどう抑制していったらいいか、その辺もサービスを含めながら考えていきたい。

なお、詳細につきましては、課長より補足説明をさせたいと思っております。

○議長

町民課長。

○町民課長

横田議員にお答えいたします。

今回の、議員もおただしのとおり、平成18年から21年まで１人当たりの医療費関係等については一番というようなことになっております。そういう中で、今回も表的に出したわけですが、表５まで出してわかりやすくしたわけですが、表現の仕方等についても今比べ方等についても町内全体で進めております。そういう中で、町民の皆さんにもこれらの国保関係等の医療費をいかに下げていくかというような内容等を踏まえながら、町民の皆さんにもわかっていただくというようなことでの図表で出している分野であります。

以上です。

○議長

横田善郎君。

○１番

きょうはもう時間がない中あれなんですけど、レセプトを点検したり複数の医院を受診し

ているというの、これはもうわかり切った話であって、これをじゃあ説得していくのに、特に高齢者等については一般のそこの地域を持った保健師しかいないじゃないかと言っているのが我々の意見なんです。保健師を回して、高齢者のノウハウを持っているそういった人でなければ、なかなかこういった高齢者に対しての特に説得なんかできないんじゃないかと。我々、だから保健師とか何かを活用すべきだということを言っているわけです。まあ、あれはいいです。

もう時間がないですので、特にジェネリックなんかについてもやっているんであれば、これはだれが説明するのかと。現場を回ってだれが納得させるのかということに我々は問題点を言っているわけで。何かこの広報を見ますと、かなり何か開き直ったようなふうに見えますので、ここは当然もっとよく点検すべきだと思います。

最後に、次の質問について質問する時間がなくなってしまったんですが、この時間内に、一つ私こういった行財政改革について、２月10日に行政改革委員会を開いたということを聞いております。その資料の中の一部にこういうことが書いてあります。その行財政改革委員会の方に配った資料の中に、これは柳津町の行政評価制度構築概要ということで、行政評価の導入の背景としまして、従来の90年代の前半までは従来は最初に事業ありきだったんだと。事業の発想が出てたんだと。そして、その必要性の理屈をつける目的で計画が策定されたと。そして、三つ目は、事業をこなすこと、予算、財源を獲得することが先にありきなんだと。そして、どうしてもよく見せようと躍起になる。行政情報も出したがらない傾向が大だと。そして、結論づけて、よってまちづくりの課題や解決には余りつながらなかったと。なぜこのようなことの行政評価が出たのか。そして「従来90年代前半まで」というのは、何をもってこういう評価をされるのかをお伺いします。

○議長

総務課長。

○総務課長

横田議員にお答えします。

その中で、90年代に予算をつける場合に事業ありきというようなことなんですが、これは今の国の事業仕分けの中でも言われていることなんですが、事業をやる場合に予算まで使っているときに、どうも事業が先行して、その事業が地域住民とかそういった場合にどういうな目的があってそれがどういうふうに効果が出るのかというようなものが十分に検討されていないのではなかったかというような中身でございまして、今後はそういう反省点も踏まえ

ながら、事業ありきということでなくて、町民のほうが主体となって柳津町がどういうふうにしたら皆様の住みやすい町になれるかというものをはっきりさせまして、そういった場合にどういうような事業、どういうような施策をしていくかということによって、それに基づいた予算をつけていくというような手法に切りかえるということなので、今までやってきたことが全部だめだというような否定をしているわけではありませんので、ご了承をお願いしたいと思います。

○議長

横田善郎君。

○１番

いや、否定したわけでないと言っても、これに基づいて今、これからはまちづくりの課題が先にあるべきだとかこういったもので行政評価が、こういったことだから今行政評価はこうやっていくんだと。いわゆる課題はこういうのとらえているわけなんです。まして人事評価との関連について、これも７項目ぐらい言ってあるんですが、この人事評価についても、まず行政の組織配置だったんだと、いわゆる90年前半までは。手段や予算から目的や事業を考えてたんだと。この金の獲得能力が予算の消化能力で評価されたんだと。できない理屈を並べて実行しないと、先送りする能力が高かったんだと。曲がった町行政で付和雷同なんだと。大過なく過ごしたいということなんだと。あのポストにつきたいと。こんなことを行財政改革委員会で公式文書としてから、そしてまた公式のホームページでこれを出しているということにどうお思いでしょうか。

○議長

総務課長。

○総務課長

それは、いろんなそういった事例がありますけども、そういった職員が性向にあったというようなことがそういう委員会の中で意見としても出されたというような中身であります。ですので、そういった消極的なものではなくして、今後は、やっぱり職員がみずから町の行政をどういうふうにして問題を解決してその物事に取り組んでいくかというようなことで、やっぱり職員の資質ですか、そういうものを上げていくことによって、その人事評価を取り入れることによってそれに基づいて町の行政もよくなるというような考え方でそういうようなことが載っているわけでございます。

○議長

では、最後の質問にしてください。

横田善郎君。

○１番

こういったことは、やめた、退職した職員を侮辱するものであって、時の町長等の執行部に対しても、こういったこと、やってきたの成果はなかったんだなんて、こういったことを審議するということ自体がおかしいと思いませんか。これは今時間がなくていろいろお尋ねすることできませんが、これは次の議会までに、次の全協会議まで詳しくお尋ねしたいと思いますので、これで終わります。

○議長

これをもって横田善郎君の質問を終わります。

◇　　◇　　◇

○議長

ここで暫時休議をいたします。

再開を11時15分といたします。（午前１１時０２分）

○議長

これより議事を再開いたします。（午前１１時１５分）

◇　　◇　　◇

○議長

次に、荒明正一君の登壇を許します。

７番、荒明正一君。

○７番（登壇）

７番、荒明です。

３項目について質問通告しておきましたので、質問いたします。

まず第一に、職員の健康管理と人事のあり方について。

職員の健康管理と人事配置について行政のあるべき姿を考えたとき、見直すべきことがあると思うが、見解を伺います。

二つ目。税金の無駄遣いの責任と滞納に対する対応について。

滞納についての対策は、延滞金を課すなど厳しい対応をしている一方で、無駄遣いと思われる事業が見受けられる。その一例が、ちょっと古いわけですが、足湯関係の工事における古材の処理であり、その責任がはっきりしない現状と理解していますが、町長はこの経過に

どのような見解を持っているか伺います。

三つ目、情報公開等について。

情報公開は国民が納得する状況でするのが当然ですが、足湯の古材の使途と設計等については、町民が理解できる公開がされていないと思う。余りにもベールに包まれている部分が多いと思うが、どうか。

以上であります。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、７番、荒明議員にお答えをいたします。

まず、一つ目の職員の健康管理と人事のあり方についてであります。

職員の健康管理については、毎年健康診断として生活習慣病の予防検診、人間ドックを実施して健康管理を行っているところであります。

人事配置については、柳津町職員定数条例により町長部局、議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会等の事務局に定められた定数97名以内の職員を配分し、人事管理をしているところであります。現在は、平成17年に策定しました柳津町行財政改革推進計画により職員数の見直しを行い、職員数は82名で成っております。

二つ目であります。税金の無駄遣いの責任と滞納に対する対応についてであります。

足湯の関係工事における古材の処理の経過についてどのような見解を持っているのかというご質問でございますが、ほっとｉｎやないづの工事に使用しました古材は、当時清柳苑の続きに日本風のレストランを建設する計画でありまして、そのために資材を調達しましたが、清柳苑は補助事業を受けて建設をしたものであります。当時、補助事業で行った事業については制限がありまして建設することができませんでしたので、町議会と協議をして、ほっとｉｎやないづの建設に使用して有効利用した次第であります。

現在も大変厳しい社会情勢にありますので、町は経費の節減に努めているところであります。

三つ目の情報公開についてであります。

情報の公開につきましては、柳津町情報公開条例により公平で透明な町政の推進を図ることを目的に定められております。ほっとｉｎやないづの古材の使途と設計等についても、ほ

っとｉｎやないづの建設当時、議会と協議をしております。町民の代表であります議会議員の皆様に設計等の説明をして協議を行っておりますので、情報は公開をしておると認識をしております。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

７番、荒明正一君。

○７番

職員の健康管理と人事のあり方についての質問をしたわけでありますが、今ほどの答弁は余りにも事務的な答弁に過ぎなかったと理解をしております。私がここで申し上げたいことは、質問項目の中で申し上げておりますように、行政のあるべき姿、柳津町は今どういう姿のもとにどういう方向に進んでいるのか。同じいろんな課があるわけですが、これは全部大事な課であるわけですけれども、その中で最も重視しなければならないのは、何といっても地域振興課である。農業と観光を抜きにして柳津町はしゃべったって話にならない話なんです。そういうことからしますと、その部局に対して一人の課長が対応するということは、余りにも広過ぎて対応できないということが普通一般的に言われております。これについて我々議員の中でもほとんど一致した見方であると思うんです。と同時に、町民の中にも、やっぱりあそこは一人ではだめだと。２つにすべきだというような声が当然あるわけであります。そういった中での人事のあり方について、２つにしてやっていくべきではないのかということでありますが、その点についてまず答弁をお願いします。

○議長

町長。

○町長

７番、荒明議員にお答えをいたします。

いずれの課においてもそれぞれ大切な課であり、町民のサービスをモットーにしている課で設置をしているわけであります。これらにつきましては、地域振興課も同じく大切な課であります。そしてまた、その要望にこたえながらやっているわけですが、議員のその目、ただしている立場というものは、どこで不足しているのか。私は、今の状況の中ではそれぞれが創意工夫をし、限られた職員の中で自分たちができる限りのモチベーションを上げながら、それぞれの課が一生懸命住民サービスに努めていると、そのように認識をしているところで

あります。

○議長

荒明正一君。

○７番

町長、それはね、仕事はやれと言われたらできるんですよ、それは。問題は、十なら十のことをやらなければならないときに、課長としても、七つでも八つでもそれでやったになんだ、やったってなるんです。それでは今の柳津町の進むべき方向と比較した場合におかしいんじゃないかと。担当されている人も難しいと、現に。そういう声もあるんですよ。

そうなった場合に、だれがその被害を受けんのか。被害つう言葉は適当でねえかもしれませんが、結局は町民に来るんですよ。町民が少しでも豊かな生活をするための収入源等を考えた場合には、当然ほかの課と意味が違った重要さがあるはずなんです。

それを考えたときに、今と同じ体制で課長一人で無理だと。そして今、残念なことに今職員が入院されております。間もなく退院されるようでありますが、それはよかったと思います。私はこういうことについては、私も悪いことは全部個人的にも経験しておりますからわかります。そういうことからしましても、今の職員の場合だと、そういう専門の課長がおれば、そこに相談してやることができたことがあったと思うんです。それがないから、忙しくて課長がいない場合は相談することができないと。自分はそういう立場にあると。それが積み重なってそのようなことになったんじゃないかというとらえ方もすることができるのではないかと。課長だって前には入院したことがあるらしいので、鉄人ではないわけですから、必ずこれからも、まだ子めらも若いですから途中入院したんだの何だのっていうのは言ってられない。

そういうことも含めて、町長というのは職員の健康管理をしなければならないと。今度挙がった人間ドックやっているとかやってねえとかそういうことの健康管理ではないんです。意味が違うんです。だから、職員のそういう仕事の面を通した健康管理と、だから病気にならねえために、したらんじゃ、ただいていいのかという、仕事しねくていいのかという、そういう意味ではないんですよ。本当にこの部署を柳津町がしょって立っていくためには、この部署が最も大事なんだと。そこに専門的な課長を置くのは当たり前だと思うんですよ。その決断をしてもらいたいと思います。そして、人事についてこれは町長の権限です。だから、一たん行った職員を呼び戻すなり、その間に女でもだれでもいいんですけども穴埋めにしろというようなことで、適切な対応をしてもらいたいというふうに私は思うんです。ただ単に

定数何人で健康管理、人間ドック行ってきますとかそういう意味での質問ではないんです。だから、行政のあるべき姿ということを、言葉が入っているわけでありますから、それらについて十分考えて対応をしていただきたい。

○議長

町長。

○町長

ちょっと意味とれない部分がありますが、今の体制の中で、それぞれ課長を先頭にして班長が取りまとめをして住民の皆さんのサービスの向上に努めております。そしてまた、それぞれが柳津町にはどういう仕事がいいのか、国・県の皆さんとも相談をしながら堂々とやっております。そういう中では、課長はまさに司令塔であって、それぞれの班が充実した仕事ぶりをしているということが大事であろうと思っております。

私もそういった関係もありますので、たまに全課を回っております。そのときには、それぞれがまず健康管理をしながら、そして自分の思いがあれば口を出しながら、まず言ってみてやってみたらどうだというようなアドバイスを入れながら回っているときもあるわけであります。私は今の体制の中で当面の人口4,000弱の町にとっては、これは皆さんにサービスは行き届くというようなことで認識をしているところであります。

以上であります。

○議長

荒明正一君。

○７番

課長に一つだけお伺いします。

職員の健康管理ということで私申し上げまして、名前は言いませんが当然、現時点における状況であるわけであります。そういった中にあって、課長としてなるほどそういう相談を受ける機会を十分でなかったなとか、あるいはある意味においては支障を来したことがあるんじゃないかというように思いますが、その辺はないと思いますか、あると思いますか。

○議長

地域振興課……

○７番

あったように、町長としてもよく考えていただきたい。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、荒明議員にお答えいたします。

地域振興課は、確かに議員がおっしゃるとおり、窓口が大変広くていろいろな会議等もありまして、大変私も苦慮はしております。ただ、今１人入院しているわけなんですが、それは個人的なこともありますので、確かに仕事が大変だったのか、昨年もいろいろありましたのでそういう悩んだ分も、私が問題を解決しなければならない部分もあったと思いますが、とにかく今の体制で、組織再編とかそういう話は出てませんので、とにかく私は今の状態で仕事に全うしていくしかないと思っております。

以上でございます。

○議長

荒明正一君。

○７番

担当課長としては、それ以上のことは立場上言えないんだろうと思います。ですから、あとは町長がどういう答弁をしようと、現実は現実としてある姿というものはあるわけですから、それを考えて十分対応をしていただきたいというふうに思います。

２番に移ります。税金の無駄遣いの責任と滞納についての答弁でありますが、とりあえずまずこの答弁書の中について一つだけ伺っておきたいと思います。

この答弁書の真ん中ころに、当時清柳苑の続きに日本風のレストランを建設する計画があったけども、いろんな理由でできなくなったということが載っているわけですけども、これについて、私も当時、最初農業委員やったときの農業委員だったわけですが、ですからこの地目変更とかそういう手続には加わった記憶があるわけであります。それはそれとして、できなくなったらできなくなったように、農業委員会に対してちゃんとこういうわけでできません、できなくなりましたという報告をされているのかどうか、それを伺います。

○議長

町長。

○町長

これは、議員だけではありません。私も当時議員でありました。そういった中で、事務的なことについては総務課長より説明させます。

○議長

総務課長。

○総務課長

当時ここで制限があったといいますのは、当時補助事業で行いまして、平成５年に清柳苑を建設したんですが、それから５年以上たって10年ころに、そういったあそこに和風的な建物を建設するというような件がありました。そこの中で、県と協議をしてたんですが、県としては、補助事業でやったんでそこに増築とかそういったものについてはやっぱり補助事業の関係でうまくないというようなことの指摘を受けまして、町のほうとしては、県からそういったことの制限があればやむを得ないというようなことで、その事業を中止というような形と。

それで、農業委員会のほうには、私も定かでありませんが、清柳苑の西側ですか、そういう位置に当たるんですが、あの部分については、農業委員会のほうにその当時の農業委員会ですと農業委員会に報告というような形でなされていると思います。農地法の中で許可とかそういったものありますけども、補助でやる場合にはその事業内容について報告するというようなことになっておりますので、私としては当時その事業には携わっておりませんが、その分については農業委員会に報告されたものというふうに思っております。

以上です。

○議長

荒明正一君。

○７番

それはきょうの質問テーマのこととは若干趣の変わる、答弁書にあったからそういうことを伺ったわけでありますので、それは了解としておきたいと思います。

私がこの項目についてなぜ質問したのか、質問するに至ったのかということを考えてみますと、まずはいろいろ問題はあるかもしれませんが、このままでは議会議員と議会の存在が問われる事態になるんではないかということであります。そして、納税と滞納について果たして今の状況のようなことで済むのかと。それやっぱり今一度町民の立場に立って執行部との中にあってどうすべきかということを考え直すべきだというふうに至ったわけであります。

それで、この中で指摘しております古材のことについてでありますが、町長は、議会については処理した、あれは通ったというふうに認識されているかもしれませんが、私の認識としては、案件として処理はしたけれども解決はしていない。だからこういう質問をするの。だから、この角度を変えて、税金を納める立場とその使った立場の中でどういう位置づけが

あるのかと、この古材っていうの。町長は、先ほどの答弁には滞納については当然何も答弁書の中では触れていないわけですけども、古材のことに対してどういう認識を持っておられるか、金として認識されているのか、普通のただ材木として認識されているのか、それを簡単にお願いします。

○議長

町長。

○町長

議員おただしでありますが、私もその当時の議会議員でありました。その古材についても検分をし、そしてまたそこの経過に至るまで私も一議席を持ちながら賛同をし、これからの雇用状況の中で柳津町がやるべき姿がそこにあるんではないかということで、これを議会としても賛同をしてやったわけであります。

そしてまた、滞納に触れてないとおっしゃいますが、滞納とか納税は義務であります。それらについては、我々もできるだけ滞納のないように運動をしながら、そしてできるだけ払っていただきたいということを言いながら、対策本部を設けながらやっているわけであります。

私は、この古材についてはきちっと町民の皆さんにも理解をいただいて、公開もしてるし、そしてまたこの建物についても雇用の場、そして柳津町の対流すべき道の駅の周辺の開発として私は必要であったなと、今思えば先行した考え方ではなかったのかなと、議員としてもそういう認識を持っているところであります。

○議長

荒明正一君。

○７番

私がここで無駄遣いとか滞納ということを指摘しているわけですけれども、これは全く逆向きな話なんですよ、考え方としては。片っぽは、滞納というは納めてくんつぇって今延滞している人までとってそうすんべっていう話で進んでんでしょう、今。片っぽは、ちゃんと納めたがながこういう使われ方してるということなんです。町長、いかにも皆問題解決したような答弁されますから申し上げました。

これに関しての金、幾らかと計算してますか、町長。わかってると思いますが。平成10年７月６日、解体、運搬ともにでありますが、483万円支払っているらしいね。あと細越の保管料、平成10年７月から平成18年３月まで年間９万6,000円、これは８年分です。保管料が

76万8,000円、その解体のあれが483万円、合計590万8,000円。この金は厳然として町の町民の税金がここに投入されているんですよ。その中でどの程度、金額にして何パーセント、材料にして何パーセント、わかりますか。

何でそれまで厳しく言うかといいますと、片っぽ、わがらで職員でできねからって臨時職員まで使ってやっているでしょう、今。町民は踏んだり蹴ったりでありませんか、これ。これでは、町民課としても滞納対策について取り組むにも、余りにも身が引けるんじゃないかと思うんです。町長はこれについて弁償なり何なりの責任はとった記憶はありますか。

○議長

町長。

○町長

議員、よく考えていただきたいと思うんですよ。この物件を買ったのが平成10年でしょう。その中で私も議員をやってました。その480万を買った材料をどういう保管をしたらいかに利用して効果的にやれっかということを考えるのが、行政のまさに生ものを扱っている立場ではないんですか。そういった中で、それを雨ざらしにしてだめにして480万、それは責任問題ですよ。それをいかに町民の皆さんのために、そして雇用の場の創出のためにどうやったら町がよくなるんだろうと、それを考えて町政を執行していくのは首長としての務めである。それは前の町長がやったからとか、今の町長がやったからと、それは関係ないです。行政の流れというものはそういったものがあると、私は認識しております。そういった中で、480万をいかに生かして柳津町の磨けば光るものをそこにスポットを当てる、その情勢をとらえたわけでありますので、私はいずれの責任も負ってはおりません。

○議長

荒明議員、これは、過去にきちんと予算が執行されて単年度決算できちんと決算が終わっているものでありますので、あくまでもこの件名とその趣旨に沿った質問に戻していただきたいと思います。

荒明正一君。

○７番

議長もそう言われますけども、私はあくまでも町民の立場において、だからこれ、余りにもひど過ぎるんじゃないですか。480万使って買って保管しておいたのが、550万何がしの金を使って保管しておいて、実際に使ったの、私が勘定したので30本ですよ。30本、私が勘定したがんで。30本しか使わねくてそれだけの金は使っているわけですよ、町民の税金を。一

つの例として、抜き差しならない問題として私は取り上げているんです。例として。何の例もねくてしゃべったってしようがないから。

そして、この質問をするとある町民に言ったら、こう言った人がいました。そんなことよっかも、補助700万くっちるの、それ切るように言ったほうがいいんねえかと。町長は今いかにも雇用面で大変な大変によかった、よかったと言ってますけども、そういう声もあるし、現実にはそういう金の支出があることもまた事実であるわけでありますから、これは、昔だから確かに状況、政治というものはその状況に応じて流される、あるいは処理しなければならない問題も確かにないとは言わないです。そうだけれども、なるほどそれではぬさが言っているがな本当だなという理解を得るならば、勇気を持った判断をするということもこれまた政治の責任のとり方だと思うんですよ。これ、このままこんなふうにおっけて、だから別な角度から聞きましょう。総務課長、559万8,000円、あれは一般町民の税金、納税額からして、固定資産税とかいろんな税金があるわけですけども、何人分になりますか。

○議長

総務課長。

○総務課長

今、荒明議員から当時の金がそれだけのことを要したというようなことで、何人分になるかというのは、これは、税金は人それぞれに額が違いますので、今何人分というのは申し上げることはできませんが、柳津町の町税で一応年間、これは21年度ですが決算ベースで４億という金が町税として入っております。そういった金がもとになりまして柳津町は行政を運営しているわけです。今まで荒明さんがここの中でご質問しているわけですが、税金の無駄遣いというようなことでご質疑なんですが、我々行政としましては、先ほども横田議員から財源の確保については少ない中で健全財政に努めるということのご指摘がありましたように、我々も財政の健全化については極力日ごろからそういうふうに努めておるところでございます。

それで、滞納について町民には厳しい措置をとっているというようなご意見でございますが、税金というものは、町としましても公平の立場から税金をいただいているわけで、そういった面において公平な観点から、厳しいと言われますが、延滞金も課するというようなことでやっております。

それで、当時につきましては、その当時は柳津町のそういった観光目的をもってこの事業をしたわけですので、その辺につきましては先ほど議長からもありましたように、議会の皆

様にご説明をしましてそこの中で予算措置をしているわけです。そうした中で、その事業が途中で制限がありましてできなくなったと。では、それについて今後それをいかに有効利用するかということで保存をしたわけです。そして、その保存した材料をもとにしまして、ほっとｉｎやないづの建築に利用しております。その分についてもその当時議会に協議しまして、全員協議会の中で皆様のご意見を伺いながらやりまして、そういうふうに材料を十分利用してもらいたいというようなことで、ほっとｉｎに建設しまして、それはある程度町としては有効に活用できたものというふうに理解をしておりますので、ご承知をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長

荒明正一君。

○７番

議長、議長に了解を得ておきたいと思いますが、２番と３番、これを行ったり来たりすっかもしれませんが……

○議長

はい、それは構いません。時間内であれば構いません。

○７番

了解を願いたいと思います。

だから結局、我々が町の中で町民から話、時たま聞くのは、今の状況というのは、あの建物がある限りにおいてそういう疑問符がつくということなんです。解決した、解決した、責任ねえ、責任ねえと言いますけども、そういうことは逃れられない状況がある。何でかと。550万の、それは確かにさっき言ったように案件として出されると、処理しんなんねからそれなりに処理されたと思うんです。だけども、実際問題として、あの中で550万何がしかの金を使って、使ったの30本だ。普通ならば町長が、議会がどうあろうと町長が実際にそれだけのかかったものを、30本しか使わないんですから。多少どこさかくっちゃり何だかんだしてるにしても。残った材料どう、なじょしただったけど、これはただ処分してもらったっつう話なんですけども、本来１本２本だったらおれだってただやってくれるわい。１本２本ではなかったはずですよ、これ。あとそれから問題は、説明した、説明したということなんですけども、だから、100、十教えなんねこと十全部教えて包み隠さず教えたっつうなら、それは本当に教えただわい、報告しただわい。十教えんなんねのが七つくらいにして、あと肝

心なところは抑えておっけて教えねっつうの、それは本当の情報公開じゃないと。当時の議員の人も設計とか単価を教えろったって、教えねだっていうの。そういう話も聞いている中で、私もそれなりに今質問しているわけでありますから、本来何でああいう30本ばかりつくった事業がああいう補助事業の中で認められてきたのか、やってきたのか。そういう具体的なことについて町民に報告しようと、これは膨大な資料になってしまうから、それはできないかもしれませんが、そういう疑問符がつくんです。私も不思議に思っていたんです、実際。だから３年ごろ、今の議員なる前だ。若松の建設事務所で聞いた、おめえ、議員元やったことあるんなら、監査請求先にやったらよかんべって言わっちゃの。だから、終わった、終わったったって、どこかしらでそういう要求があれば必ず出てくる問題だと。だから、私は今この場において町民の納得のいく説明を、報告をしてもらわないと困るということなの。何であんな30本ばかりの使うがんで、ああいう事業ができたんですか。違反。ある人によるとおかしいだと言ってんの。おかしくないんですか。どういう設計単価になってますか。報告していただけますか。

○議長

町長。

○町長

議員、何を言いたいんですか、あなたは。質問を、右往左往するんですが結論的には何を言いたいんですか。この事業に関しては、設計もちゃんと公平な立場の中で入札も行われ、そしてまたその材料についても、町民の皆さんに諮りながらその残材料も皆さん処分をしてもらいましたから、全然やましいとか何かはありませんから、あなたが言っているような監査請求とか何かもそれはそれであなたの考え方ですから、今極論として、あなたはどういうことを質問してこれが結論だということを言ってくださいよ。何か遠回しに言っても、そういうことは現実にこの議題はもう済んでいるわけです。町民にも公開してるし、皆さんも雇用の場としてあれだけ働いてますから、そのじゃあ働いた分も全部返してくれと。では、480万使った分は全部チャラにして町長払えとか、そういうこと言いたいのか、その辺をきちっとまとめて言っていただければよろしいと、そのように思ってます。

○議長

荒明正一君。

○７番

それは、端的に言いますと、町民の立場からしますと、過去のもう解決はしたと言うかも

しれませんが、被害を受けていることは事実なんですよ。（「だからどういう」の声あり）だから、最終的には弁償すべきだと。結論は。わがが、おれやったがなんねえからって町長言っているという話もあるんだけども、以前に私が最初議員やったときには、新井田正彦さんは檀ノ浦の登記問題で当時そういうがなはきちっと自分としての責任を果たしているわけですよ。本来こういうがなは、550万のがな、400万使ってあとの100万どうすんだというような話ならわかっけども、何ぼその、だから、そういう中にあって、町民に対して説明したは説明したと言うけども、ではきめ細かに文章で広報でちゃんと報告し直してもらうことができますか。

○議長

町長。

○町長

議員に申し上げますが、これは適切に処理をしてありますので、そういう機会はないと私は認識をしております。以上であります。

○議長

荒明正一君。

○７番

情報公開という中において、今まで町長は、古材の設計を皆ちゃんと報告しているということなんですが、そういうことを言われるわけですけども、本当にそれで町民が納得していると思うんですかね。町民の声というのは、恐らくどこさ言ったってしょうがねえからという、そういうある意味においては政治不信、町政不信あるいは議員不信なんかにも発展しているような状況じゃないのかなというふうに思うんですよ。だから、そういうことからしますと、何でもやるには資格が要るわけですよ。資格が。そういったなった場合に、納税、滞納している人に、おめえは滞納があっからこれだけ入っちくんつぇってそういう仕事をする資格が問われるんじゃないかと。だれも責任とんないわけですよ。500万もあるようながな。これも聞いたら１本１万にして30万です。２万にして60万です。あと、400何十万もどこさどんな理由をつけたって、納得しろったって、納得してねえのしょうがねえから諦めてるだけなんですよ。それはだれだってそうだよ。町民感情からして。

だから、少なくともそれだけの責任ある対応をとるということは、これからの柳津町の町政執行の上からいろんな面からそうすべきのは当然だというふうに思うんで、それなりの決断をしてもらいたいと、私はそういうふうに思います。

あと、責任ねえ、責任ということでありますけども、これらについては、私もさらに勉強してみたいというふうには思っております。

あと、設計の単価とか何かが教えられないんだという、過去の議会なんかであったそうでありますが、そういう事実はあるんですか。設計とか設計単価について教えらんにということ、そういうことあるんですか。なかったらそれを公開してもらいたいと。（「議長」の声あり）それは今……

○議長

はい、町長。

○町長

これは適正な入札を行っているということは、すべてそういうふうになっているということでありますので、その辺は理解をいただきたいと。議員もわかると思います。

○議長

補足して、総務課長。

○総務課長

議会に対する議案等の説明でございますが、執行部としては、議会に出す案件につきましてはそれぞれ自治法に定められた予算とかそういう部分では提示しております。それで、そういった請負契約とかそういう部分については、工事の相手方、入札の落札の金額、そういったもので明示しておりまして、議会そのものに町の設計書の単価、そういったものは議会に議決するときに出す必要のない書類でございます。これはそういうふうになっておりますので、それは我々提案する場合にそういった細部資料まで議会には提出する必要がないということで一応これは出しておりません。

それで、議会の当時も全員協議会、そういうなのありますから、設計金額が幾らだとかそういったものは、当然事業を進める上においては議会の皆さんと協議をしているのが従来どおり、今までやってますが、そういうような中でその協議がなされてたということであります。

以上でございます。

○議長

荒明正一君。

○７番

私もこの質問する前に、全く条例、情報公開、情報公開条例か、これ全然読まねで質問し

たんでは申しわけないと思って読んでみました。だから、今総務課長が答弁されたのは、これに当たるのかなというふうに思います。情報公開条例７条の中で、２列目にあるんですけども、不開示情報と。不開示情報という文言があるわけですけども、結局今課長が答弁されたことは、この不開示情報に該当するという解釈でいいんですか。

○議長

総務課長。

○総務課長

いや、それは不開示情報ではございません。私が申し上げたのは、議会に一応議案として提出する場合にはそういう設計書はつけておりませんので、そういうのは全員協議会で協議した場合に、設計金額とかそういうのは一応そういうときに説明しております。

情報公開は、またこれは個人に対する情報公開でありまして、これは議会に出します提出資料、そういったものとは違うものでございますので、あくまでも個人が柳津町のやっている公務の文書等を閲覧したいと、そういった場合に設けてある規定でございます。

○議長

荒明正一君。

○７番

全体のその今の話し合いの中で一つあれなのは、情報公開ということが、今は個人情報は保護しなければならないということが基本原則になっております。と同時に、政治的なことについては公開しろと。100％は無理かもしれませんが、そういう全部公開しろということが原則になっていると私は解釈しております。そういうことからしますと、そうでないとあの古材がどういう単価でどういう位置づけをもってあそこに入っているのか、理解できないんですね、当然。課長、わかりますか、あれ。位置づけつうか何つうか、どういうあれであそこさあれだけのがな使って、町としてもそれでいいということを一応決めたことにはなっているんですけれども、位置づけでも何でも我々調べることはできないんですね、それ教えてもらわないと。あの30本はどういう位置づけで、あそこに大体どのくらいの設計値段で入っているのかとか。そういうことがなければ、ぬさたちには教えらんにだと。例えば単純計算で１本１万で30万だという、２万で60万だって言ったけども、例えば10万で計算したらったってわかんねわけですね。だから、そういう意味から情報公開という中にあって、我々がチェックすることができないということはおかしいんじゃないかと。その情報としてそれらについて公開することはできないのかどうか。私は公開すべきだと。そうでなければ我々が

チェックするすべを失うわけですよ。

〇議長

町長。

〇町長

荒明議員に申し上げますが、このことについては、今荒明議員は柱１本とかそういうふうに言いますけども、全体的な480万というのは多くのものが加味してあるわけであります。材料１本ではありません。そういった見地から見れば、そういう計算方法とか何かじゃなくて、もう議会の皆さんには十二分に調査をし、私も立ち会いました。増井さんのあの倉庫にも行って立ち会って、そしてそれらを皆さんにわかりやすくやってあるわけですから、今荒明議員が言っていたようなことが果たしてあったかどうかというなら、私たちも表明できますので、私たちはそれを認めて議決をしておりますので、ご理解をいただきたいとそのように思っております。

〇議長

荒明正一君。

〇７番

時間もなくなってきたわけですけども、結局、町長、わかってるはずだから、教えた教えたっているけども、おれわかんねから聞いてるんですよ。ある意味では町民の代表として。わかってること、もう聞きませんよ。だからそういう、何であれだけのあれで、全体的の中で500万有効に使われていたってしゃべってみたって、実際に使ったの30本でしょう、あそこさ。それを何でそんな拡大解釈したようなこと言うんですか。あれは全体で、30本が全体の550万なじかの金だなんて町民に説明してますか。そんなこと説明してないでしょう、実際は。それで納得するような町民いませんよ。だから、この最後の項目にも挙げておきましたように、ベールに包まれた建物、やり方だということを申し上げているんです。大体それから、あの建物、ほっとｉｎやないづそのもののできた根源というものを、当時の町民はどう解釈してたのかと。これは一般的には、なるほどそうだなということで私も理解、そういうことは理解している。古材をただぶん投げるやついかねから、550万のそのまま単にぶん投げていかねから、あれを建ててそこさちょっとでも使って、使いましたと。ここに答弁あるように、有効に使いましたという既成事実をつくるためにやったというのが、当時の聞く全体的な声だったんですよ。町長、立場上、今そういうふうになってっから、それはそうだなんて言わないかもしれませんが、全体的な声としてはそういうこと。それがいつまでもず

っとして……

○議長

議員、質問の趣旨を簡潔にお願いします。

○７番

でありますから、再度、町長として今後情報公開できることについては、今私に答弁したことをすべてったってしょうがないんですけども、そのポイント、ポイントにあるわけですから、550万のがな有効に使ったとかそれを、設計はちゃんとなってんだとか、そういうこと全部町民に対して報告願いたいと思います。それで終わります。

○議長

町長。

○町長

議員もわかるとおり、木は切って初めて製材をして製品になるわけであります。その過程をきちっとやっぱり掌握しながら言っていただきたい。私は、この問題についてはそれぞれ町民の皆さん、そしてまた鈴木屋さんの跡地、そういった利用の中でそれらを活用しているという認識でありますので、ご理解をいただきたいと思ってます。

○議長

町長、情報公開について。

○町長

情報公開については常にオープンとしてやっておりますので、この問題についてはもう解決してありますので、それは必要ないと私はそう思っております。

○議長

これをもって荒明正一君の質問を終わります。

◇　　◇　　◇

○議長

暫時休議いたします。

再開を午後１時といたします。（午後０時０６分）

○議長

それでは議事を再開いたします。（午後１時００分）

◇　　◇　　◇

○議長

次に、小林　功君の登壇を許します。

６番、小林　功君。

○６番（登壇）

それでは、さきに通告のとおり質問をいたします。

公有財産の取得及び管理の状況とその課題について。

公有財産とは地方公共団体の財産を指しますが、町民の大切な財産です。地方財政法では、地方公共団体の財産は常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならないと定めています。さらには、長引く景気低迷に加え、地方財政制度の見直しにより、柳津町の財政はますます厳しい状況になっていくのは確実であります。地方分権に対応した継続性のある行政運営を目指していく上でも、この公有財産が適正に取得され、管理されているかは、大変重要なことと考えます。

そこで、３点についてお伺いをいたします。

①柳津町における公有財産の現状と管理や利活用の基本的なあり方についてお答えください。

②町が土地を売買や寄附等で取得した場合に登記をする必要がありますが、登記の実行状況と課題についてお答えください。

③町が所有する建物等の施設は、一定期間が経過すると必ず修繕や修復が必要となりますが、その実施計画は作成されているのか。

以上であります。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、６番、小林議員にお答えをいたします。

まず１点目であります。公有財産の取得及び管理の状況とその課題についてであります。

公有財産には、行政上の目的のために使用する行政財産と行政財産以外の普通財産に分類されております。これらの財産管理については、地方自治法の定めにより管理をしているところであります。

まず、①であります。公有財産の現状と管理等についてでありますが、町の財産については、毎年決算認定に報告をしているとおりでありまして、町の主な行政財産として役場庁舎

を初め公民館、診療所、各学校、上下水道施設がございます。これらについては、行政目的の施設でありますので、各所管課において管理をしておるところであります。そのほか、普通財産として山林を所有しておりますが、これは地域振興課で管理をしているところであります。

行政財産として目的を終了した建物については、普通財産として管理をし、使用できないものは維持管理の経費を節減するために取り壊しをして処分をしているところであります。

そしてまた、②であります。土地の登記の状況と課題についてでありますが、現在の道路改良工事等による用地の土地についてはほぼ登記を行っておりますが、昔からの地区の道路、買収をしていない当時の道路、また相続登記がなされていない土地については登記がなされておらず、今後の課題としてとらえております。

三つ目であります。町が所有する施設の修繕計画についてでありますが、現段階においては、各施設の大規模な修繕計画により実施をしましたのは、小中学校の耐震計画とあわせた大規模改修計画と役場庁舎の修繕改修計画であります。現在の経済状況下にあっては、今後財政はますます厳しくなると思われますので、財政負担を平準化できるように年次計画を策定し実施しなければならないと考えておるところであります。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

６番、小林　功君。

○６番

本議会の一般質問は、我々の議会改革の一環として一問一答方式で行われております。これは初めての試みですが、議論が深まるように質問をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

今ほどの答弁の冒頭に、財産管理については地方自治法の定めるところにより管理をしているとありましたが、地方自治法では、その財産の貸し付けや譲渡、信託ができるかどうかとか、あるいはまたその管理権限はだれにあるか等々の規定があるようですが、私がお聞きしたいのは、そんなに難しいことではなくて、町の財産を町がしっかり把握をして、そして町がその権利を守り保全できているかということであります。

この一般質問に先立ち、総務課に対して町が所有する公有財産、特に不動産についてでありますが、町はしっかり把握していますかというふうに尋ねました。すると、建物について

は財産台帳を整備しているが、土地については財産台帳は整備していないということでありました。そこで、税務課にある台帳、これは固定資産の課税台帳だと思いますが、これを基本として利用しているところですというお答えをいただいたわけですが、そこで、この台帳が財産管理の基本として利用されることについて問題はないのかどうか、これをこれからお尋ねをしていきたいと思います。

固定資産税台帳、課税台帳の更新は、法務局からの登記情報の通知、税務課に対する通知がされることによって行われるというふうに承知をしております。つまりは、登記がされなければ固定資産税の課税台帳は更新されない、反映されないということであります。これをもう少し突き詰めて言うと、土地は登記をしなければ基本的に町の公有財産として認めないというようなことにつながっていくと考えております。

そこでですが、現実に町道等について用地の無償協力や昔からの地区道路、これはまだ未登記が非常に多く、所有者の数あるいは土地の筆数もわかっていない。実際、公図上、図面上どこを通っているかすら把握できていないという状況にあります。こういった状況下、この固定資産税の課税台帳を基本とする方法で、公有財産の把握、管理ができていると言えるのかどうか、ここをお聞きしたいと思います。

○議長

町長。

○町長

小林議員のご指摘のように、本当に大変な道路、そしてまた町の土地についてはそういう登記されないものが幾つかあります。特に最近でもそうですが、防火用水のものでもそうであります。これらについても、やっぱりきちっとした台帳を残しながらやっていかなければならないと。それがまた税に対する公平性、そしてまた税を納めていただく皆さんに対しての町としての姿勢であると、そのように思っております。これらについては、きちっとやっぱり精査をして適切な台帳をつくりながら登記をしていくと、これは議員がおっしゃるとおりであると、そのように認識をしております。

なお、詳細につきましては、総務課長より補足説明をさせたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

今、小林議員からご指摘あったように、町の公有財産については町がきちっと管理をしな

ければならないというようになっております。それで、小林議員からありましたように、今現在その確たるものというのができてないのが現状です。今から平成三、四年ころまでには柳津町の建物の台帳とそれに付随しました土地台帳というものがあるわけですが、それ以降、現実更新がなされていないというのが現状であります。

それと、今ほどありました道路で買収した分については、当時その相続問題とかいろんなで登記がなされていないというのが実際ありまして、そういった土地についてはどうするのかというようなご指摘ですが、そういう土地についても前から町のほうでは、一応測量しますと、潰れ地台帳、丈量図、そういうのもありますので、それをもとにしましてそういった調査をしまして、登記済みになってないというものについては、そういう建設課にあります丈量図、潰れ地台帳を中心として今後整備をしなければならないというふうに考えております。

そして、赤道等の法定外公共物の道路でありますが、あれは国より町村に移管になりましたので、そのときに国のほうに払い下げる、移譲になるときにそういった書類をつくっております。そこの中には、議員もご承知のように、番地は振られておりませんので、そういったものに番地を付してこれから進めるというような方法になると思うんですが、何せ相当な量でございますので、なおこれにつきましても逐次協議しながらなるべく早く整備したいというふうに考えております。

それと同時に、23年度には、町の貸借対照表とか純財産の変動計算書とかそういうのもつくらなくちゃならないというのもありますので、そういったものも必要でありますので、早急にその対策に講じてまいりたいというふうに思っております。

○議長

小林　功君。

○６番

公有財産が未登記の状態にあるということでの不都合は、今言った管理上の不都合は当然あるわけですが、もう一つ考えられるのは、町道などの公有財産が固定資産課税台帳、固定資産は通常課税されません。これは町の所有物であり公共の用に供するということで当然のことなわけですが、今言ったとおり未登記の場合ですと、固定資産税課税台帳上、実際は道路になっていても個人名義で残ってしまっているというような場合には、固定資産税の課税上これまた問題が出てくるということなんですね。本来、徴収できない固定資産税をそのところで課税してしまっているんではないのかという可能性が、もしかするとあるのではない

かというように考えるわけですが、その可能性はどうでしょうか。もしあるとすれば、どういう対応をしていくおつもりなのかをあわせてお聞きしたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

確かに道路改良等につきましては、道路によりましてそのときその土地が全筆買収になればその土地は大丈夫なんですが、分筆というふうになってその土地が残っているというような場合には、その分が課税されるというおそれがあります。それで、うちのほうでも何年か前にそういうようなことで議会のほうから指摘を受けまして、それについてなるべくそういった町で財産のところについて個人が所有している分筆まで課税するというのは税法上うまくないだろうということを指摘を受けております。それで、そのときの段階としましては、そのほかに防火水槽なんかもありまして、そういうのも寄附行為であります。そういったものについては、防火水槽はある程度調査できましたんで、その分についてはその面積分を減免するというようなことで税務課のほうではやっているんですが、確かに町道等について昔からなっている町道については、そういったもので課税されている分があるのではないかというふうに思います。そういった分についても、うちのほうでも国調とか何かで調査すればその分は除外する分もあるんですが、なかなかどの部分がどこまでその当時買収されたかというのがなかなか現実的には難しい部分がありますので、先ほど言いましたように丈量図とかそういうものをもとにして今後そういったものがどうなっているかというようなことで調査をして進める方法しかないというふうに考えております。

○議長

小林　功君。

○６番

収納率を上げていこうと、滞納をなくそうと今一生懸命やっているときに、やはり適正な課税をしていくというのは非常に大切なことだと思いますので、特に力を入れて取り組んでいただきたいと、そのように考えております。

そして、今登記について出ましたけれども、もう一つ、登記の重要性については十分承知されていることと思いますけれども、登記の効力には一般的には第三者の対抗要件であるというようなことがよく言われます。これは、簡単に言えば、特に町が地主から土地を買って売買契約を結びお金を払った。そして、登記をかけないでいるうちに、地主が同じ土地を第

三者にまた売ってお金をもらったと。この場合、町よりも先に第三者が登記を踏めば、町はお金を払ったんだけれども所有権は失ってしまうという結果が起きるわけですね。いわゆる二重譲渡のことを想定してやっているわけなんですけれども、この権利の保全という面からすれば登記は非常に大切なものだというふうな認識だと思います。

先般、ある町民の方から、今ほど少しお話出ましたけれども、消防施設を設置するために土地の協力をしたんだけれども、登記の引き取りに応じてもらえないんだというようなお話を耳にしました。これが事実だとすれば、何らかのやむを得ない理由があったのかどうか、これをぜひ今調査をいただいて、本会議中にお答え、報告をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長

総務課長。

○総務課長

個別の案件でございますので、その辺についてなお担当課のほうとどういうことだということで調査をしまして、なるべく本会中にご答弁をしたいというふうに思ってます。

○議長

６番、小林　功君。

○６番

それでは、ちょっと質問を変えます。今までは書類上の管理の話でありましたけれども、次は、現地において公有財産をしっかりと守っていけてるかと、管理のあり方についてお尋ねをしたいと思います。

土地については、境界というものがあります。この境界に関する紛争を起こさないためにも、境界標の設置あるいは定期的に境界標の確認という作業は何としても必要なことだと思います。そこで、境界標の設置状況とかあるいは境界標の種類、設置箇所の把握、管理などについて町はどのようにされているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長

総務課長でいいですか。総務課長。

○総務課長

まず、総務課所管で普通管理今している、町道もそうだと思いますが、町においてはコンクリートの標柱というので柳津町というふうに明示したものあります。それを買収した際には、その買収の境界に買収された個人の方と確認して、完成した段階で境界標を埋設という

ふうになっています。あと、道路上でコンクリートとかそういうような部分で境界標が埋設できないというのはパネル、そういうものを設置して一応境界を明示するというようにやっているのが通常の境界の標の設置の仕方でございます。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、道路の境界についてお答えしたいと思います。

道路改良時に道路境界ぐいを丈量図に基づいて現地に落としてあります。常時、道路の境界がどうこうという確認は私のほうではしてないんですけど、住民の方から道路の占用ということが発生しますので、そういうときはまた新たに確認を行っております。

以上です。

○議長

小林　功君。

○６番

そのくいの設置率といいますか、具体的にはすぐお答えはできないと思うんですが、ほとんどの境界に境界標が入っているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

入っているのは、平成10年以降の新しい道路はほとんど入っているんですけど、昭和時代のは入ってないのが現状です。

○議長

総務課長。

○総務課長

町の建物の土地、今言った役場とか公民館といったものを、平成に入りましては必ずやっているんですが、それ以前のものについては昔から取得している分については境界標が入ってないものが多いのが現状であります。

○議長

小林　功君。

○６番

今までの答弁を聞く限り、十分な管理にはもう少し、至ってないのかなというような印象を受けました。課題が多いというふうに感じました。

そこで、一つ提案をしたいんですけれども、公有財産の管理にはある程度専門的な知識というものが必要になってくると思います。各担当課が職務をこなす傍ら財産を管理していくということでは、なかなか難しい仕事ではないのかなというふうに思うわけです。そこで、財産の管理係とかそういった専門部署を設ける。そして、管理情報というものの一元化を図っていくのが大切なんではないかと。それとともに職員の専門化も当然図っていかなきゃいけないというふうに私は考えております。また、必要があれば、公有財産の管理規則等もきちっと整備して、やはり町有財産は町民の財産なんだということで管理をいただきたいと、そのように思いますが、お考えをお聞かせください。

〇議長

町長。

〇町長

小林議員のおっしゃるとおり、これからも国土調査をしていくというのが一番大切であり、また的確な手法であると思っているんですが、最近の国土調査は大変予算も少なくて範囲が狭いということでなかなか進行しないのが現状であります。そういった中での小林議員のご指摘のとおり、やはり部門を決めながら整理をしていくということが大切であろうと、そう思っております。

そしてまた、今専門的な知識を持った者をこれから養成するんじゃなくて、やっぱりそういう専門的なものを持った方をそこに充てながら境界をきちっとしていくということは、これから台帳を整理するにも大切な要員であると、そのように考えておりますので、それらについても税、そしてまた財産という見地からも必要であろうと思ってますので、検討を進めさせていただきたい、そのように思います。

〇議長

総務課長。

〇総務課長

今、小林議員がおっしゃいましたように、公有財産の建物、土地についても、これは不動産登記法に基づいてやらなければ対抗要件というものは発生しません。そういうことで、今小林議員からそういう財産管理の部署を設けてはどうかというふうなご提案ですが、今役場の中についても行財政改革とかいろんな面でその部署を設けるというのが現実になかなか厳

しいものがあるというふうに予想されます。そういうこともあるわけですが、町としましては、そういった不動産の境界、そういったものを買収した場合に、不動産登記法で決まっているんですが、それに基づいて今言った境界標とかそういったもので町として当然やらなければならない基準、そういうようなものを設けてまず管理していくと。そういうような方法でまず始めさせていただきたいと思いますので、そういったことを庁内的に検討をしてまいりたいというふうに思います。

○議長

小林　功君。

○６番

今の答弁のとおり、ぜひ早い時期にそのように実行に移していただきたいと、そのように思います。

それで、少し角度を変えて公有財産の有効利用について少しお尋ねをしたいと思います。

町は、町民の定住化を図りそして交流人口をふやしていくためにという理由で、現在木造住宅３戸の建築を進めております。しかし、公有財産の中にもそんなに費用をかけずに利活用できる財産があります。例えばですが、国保診療所裏の医師住宅などは、これは空き家になって数年がたちます。これがこれからどんどん傷みも進んでくるでしょう。このまま放置をすれば、建物の財産的価値は確実に減ってくると。そして、廃墟となり取り壊しを待つだけの管理というものであってはならないというふうに私は思います。

今後、あの建物を賃貸をするとか、あるいは不用であれば売却をしてしまうとか、そういうような形で具体的な計画というか、考えがあるかどうか、そしてその他の公有財産についても有効な利活用、これは考えていかなきゃいけないと思います。ぜひ検討していただいて計画を作成する必要が私は至急あると思いますけれども、これについてお答えをいただきたいと思います。

○議長

町長。

○町長

議員のおっしゃるとおり、これからやっていく検討に値するものであると思っております。

そして、今小林議員からご指摘をいただきました診療所の裏でありますけれども、あの物件については、これまでもそういった状況の中での必要性について語り合ったこともございます。当時、そういった方に入っていただくように中を見たこともあるんですが、それらの

活用についても条件、そういったものが大変不利な条件であったということもありました。大変、あそこは陰のほうになって駐車関係、いろんな面でやっぱり利用する人に不便さがあったということも否めない事実ではあったんですが、これからいろんな公有財産がございます。そしてまた、今なお社会環境の中でいかに交流人口を図っていくために有効利用できるようなものがあります。こういったものを整理をしながら、本当に必要であればそれらを使用する。そしてまた、必要でないものには取り壊しをするというようなものを早目に判断をして対応していくことが、我々公有財産を預かる者として大切な適切な手法だと、そのように思ってますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長

町民課長。

○町民課長

ただいま小林議員からおただしの診療所の医師の住宅でありますが、これらについては昭和58年に建設をされております。その間、12年の３月までには使用しておりますが、その後については現在使用しておりませんが、ただいま診療所の庁車があるんですけれども、それを入れているだけというようなことで、管理等については１週間に１回程度ドアをあけて換気をしているというような状況で管理をしているところであります。

以上です。

○議長

小林　功君。

○６番

非常にもったいない建物だというふうな私は考えを持ってますので、何とかその有効利用を考えて少しでも町の財政の足しになるようなことを考えていっていただきたいと、そのように思います。

あと、最近少しいろんなちまたで話題になってます少子化に当たって学校の空き教室、これを何とか利用したらどうだと。いろんなアイデアみんな考えているようですけれども、我が柳津町においては何か考えていらっしゃるようなことがあれば、お答えいただきたいと思いますが。

○議長

教育長。

○教育長

校舎等についてはかなり空き教室等はございます。ただ、学校の中で今いろいろな面で活用しているところもあります。例えば、生活科ができて生活科のいろいろな資料を置くとか、その中でやるとか、そういう形で学校の中で現在は活用をしております。

ただ、やはり外部の方々のご利用となると難しいところたくさんありますので、これは十分なる検討しなければならないかなというふうには思っております。

それからもう一つ、放課後子ども教室は、実際は学校等の施設を活用したらどうだというお話が前に国のほうなんかともありまして、西山とそれから柳津に分かれていますけど、ただ柳津の場合に、ふれあい館がとても使いやすいということでふれあい館のほうを使っております。それから、西山のほうは西山の校舎を使っていたのでありますが、授業のやはり邪魔になることもいろいろあるものですから、現在はいわゆる交流館、支所のあるところ、そこを今活用しておりますけれども、できるだけやはり校舎については活用できるものがあればこれも検討していきたいというふうには思っております。

○議長

小林　功君。

○６番

いろんな方向性を見せて検討をしていただきたいとそのように思います。

あと、私からは、公有財産のうちいわゆる建造物について、これは耐用年数というものがいろんな施設、建造物についてはあるわけです。先ほどの一番最初の答弁にもありましたけれども、一定期間のうちに必ず修理や修繕は必要になってくるわけであります。町の建造物の修理・修繕には往々にして多額の費用がかかってきております。例えば保育所の屋根のペンキ塗りであるとか、現在この庁舎も空調関係の工事をやっておりますが、非常に多額の費用がかかってくる。耐用年数によって修理・修繕計画などを作成して、将来の大きな負担に備えるということ、これはやっぱり健全財政を維持していくには大変重要なことだと思います。

現在、今柳津町にはこれに類するような計画というものがあるのかどうか。先ほど答弁の中にもありましたけれども、今後対応についてもう少し詳しくお考えをお聞かせいただきたいとそのように思います。

○議長

町長。

○町長

小林議員がおっしゃるとおり、今大変耐用年数の中でいろんな施設等に大規模な修繕が必要であるということであります。国のほうでも財政の厳しさからこれを長寿命化対策としていろいろなされているわけであります。我が町においてもこれから建てるときにはいろんな国・県の補助事業がございました。今になればすべて町の財産でありますので、それらについての修繕費というのは独自の財政でやるしかないのが当然だと思っております。確かに議員がおっしゃるとおり、年次計画をしながら平準化してそして財政の負担にならないような手法をとっていくというのは当然であると、そのように思っております。

そしてまた、これと同じように町道の橋などもこれから新たにかけかえということはできませんので、これらにつきましても長寿命化の中で計画を持ちながらあわせてやっていく必要があるとそのように思ってますので、今後ともこれらを精査してそしてまた年次計画の中でやっていけるような体制づくりをしていかなければならない、そのように思っております。

なお、詳細につきましては、総務課長より答弁させます。

○議長

総務課長。

○総務課長

町の建物の修繕計画につきましては、先ほど答弁で申しましたように、役場庁舎、役場庁舎は昭和61年に完成しまして20年以上たっております。それで、平成20年の７月に一応庁舎の大規模的な修繕計画ということで計画をしております。あと、先ほど言いましたように、学校は今の耐震に合わせまして大規模の改修工事を行っております。そのほかに、先ほどもありましたように、町には体育館とか診療所、あとそのほか上下水道の施設等いろいろなものがあります。確かにこれから地方の財政はますます厳しくなって、そこにかかる経常経費がどんどん大きくなるというのが予想されます。それでありますので、町のほうとしましても建物の維持修理、そういった修繕とあと機械設備もありますので、そういったものもきちんと調査しまして、年次的に単年度に負担が多くならないように、先ほども言いましたがなるべく平準化するというふうにして今後計画をしていきたいというふうに思っております。

○議長

小林　功君。

○６番

今の質問に関連するわけですけれども、今先進自治体では将来を見据えた維持管理をすると。そのためにストックマネジメントという言葉があります。という考え方があります。こ

れは、町の建造物を有効活用して長寿命化を図っていくと。いわゆる延命に努めるということですね。体系的な手法であるわけですけれども、以前のように古くなれば壊して新しいものを建てればいいという時代はもう既に終わっているわけですから、例えばある建造物の耐用年数が30年とすれば、その年数を５年でも10年でも延ばしていこうと。そのために、修繕方法であるとか修繕時期というものを考えていこうじゃないかという考え方であります。

今後、柳津町もこういった考え方を持って積極的に取り組んでいく必要があると思います。これについてお答えいただきたいと思うんですけれども。

○議長

総務課長。

○総務課長

確かに建物については、何年か過ぎますと大規模的な改修をしなければならないというふうになってくると思います。今議員おっしゃったもの、話がありましたように、そういった大規模の改修をしなくても済むように、我々が維持管理していく上でなるべくそういった箇所については、やっぱり定期的に点検をしながらその寿命化を図っていかなければならないと思いますので、そういった定期的な点検もしていくというふうな方法を取り入れて、今後計画をする際にはそういったことも取り入れてやってまいりたいと、そのように思っております。

○議長

小林　功君。

○６番

じゃあ、そのようなことでよろしくお願いしたいと思います。

それで、最後にですが、旧ホテルみなとや、これもいわゆる公有財産の一つであります。これは負の財産と言っていいと思うんですが、私は３月、６月に議会において質問させていただきましたが、これはやっぱり町にとって大きなお荷物であるわけです。町民の関心も非常に高いということで、６月からこの３カ月の間どのような進展があったか、これを詳しく教えていただきたいと思いますが。

○議長

町長。

○町長

進展というか、これはまちづくりの中でも計画をしているわけでありますが、なお詳細に

ついては課長から申し上げますが、私は、このみなとやについては負の連鎖を避けたいということを思っております。これによって負の財産にならないように、これを生かしてこれからの10年先の柳津をつくり上げていくには、これをどう活用したらいいかと。そういうものが町民に知らせるものであると、そのように思っております。まさに景観上の問題からも、そしてまたこれからの柳津町の発展のためには、あのままの状態ではいかんと思っております。私の考えの中では、ことしいろんな中で精査をしながら、来年度壊すような方向性は見出していきたいと。そしてまた、24年ころには、計画の中で町並みの整備とともに再生をできたらというような考えは持って、今県のご指導を仰ぎながらやっているところであります。

なお、詳細につきましては課長より説明させますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

みなとやの件でございますが、まちづくり委員会のほうには取り壊すという方向性を示しております。それで、取り壊すのに予算が幾ら必要かということなんですけど、これも図面が何とか見つかりました、みなとやつくるときの。ただ、その取り壊す、設計するのに数量は全くありませんので、これから建設事務所のほうの建築担当のほうと打ち合わせをしてどのように進めたらよいか、近々行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長

小林　功君。

○６番

やはり我々が一番気になる関心事というのは、取り壊しにどのぐらいかかるんだろうということなんですね。それで、今課長のお答えのとおり、図面が見つかってこれから取り壊しの見積もり入るわけですかね。だと思うんですが、仮にそれに出た予算はどのような処置ができるのか。町からの持ち出しと割合でも結構ですから、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

方法としては、私の知っている範囲では、一つは福島県が虚空蔵様周辺ということでまち

づくり交付金事業があります。これが10分の5.5、それで過疎地域ですと10分の6.5になる予定です。あと残りを起債をもって充てるか、そういう方法と、あとは全体計画を立てまして過疎債でやるか、その辺は庁内で検討していきたいと思っております。

○議長

小林　功君。

○６番

今、10分の5.5、10分の6.5という話がありましたが、これはまちづくりの計画全体にかかる予算の10分の5.5、10分の6.5なのか、あるいは取り壊しにかかる金額の10分の5.5、10分の6.5なのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

虚空蔵様周辺ということで、みなとやの取り壊しも含めて10分の6.5ということです。

○議長

小林　功君。

○６番

町が取得してしまった負の財産であるわけですけれども、とにかく一日も早く取り壊しをしていただきたいと、そのように考えております。そして、その都度進展状況を報告いただきたいとそのようにお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長

答弁は。

○６番

じゃあ、お願いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

今議員がおっしゃったとおり、やっぱり公開していく、その進展を皆さんにお伝えすることが町民に伝わる大きな公開の役割だと思っておりますので、十二分にその辺を考慮してやっていきたいと、そのように思っております。

○議長

これをもって小林　功君の質問を終わります。

次に、伊藤　毅君の登壇を許します。

８番、伊藤　毅君。

○８番（登壇）

３つの件についてお伺いいたします。

柳津町の観光についてお伺いします。

今は車での観光がほとんどで、道の駅を利用する人が多いと思われます。道の駅に案内所を設けて、町内の商店、旅館等の案内をして、少しでも多くの観光客を町に入ってもらえるようにすべきと思いますが、町長の考えをお伺いします。

２番、只見川の河川敷、竜蔵庵川の整備についてお伺いします。

只見川の河川敷の柳の木も切り、きれいな川も見えるようになりました。そして、竜蔵庵川の橋の上流は川の中まで整備され、ことしは昭和31年の水害以来見ることのできなかったホタルも確認できました。そこで、竜蔵庵川の下流も魚の住みやすい環境を整備すれば、ウグイもふえてくると思いますので整備すべきと思いますが、町長の考えをお伺いします。

三つ目、農山漁村６次産業化対策の取り組みについて。

昨年もお伺いしたと思いますが、農産物を生産、加工、そして販売まで一体的にとらえた未来を切り拓く６次産業創出総合対策として、国では144億の予算をつけて力を入れているところですが、町ではどのような考えなのかお伺いします。

３つの点についてお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

８番、伊藤議員にお答えをいたします。

まず１点目でございます。柳津町の観光についてお答えをいたします。

昨年より高速道路の休日割引により道の駅の入込客数が県内はもちろん、県外の観光客が大幅にふえました。清柳苑、ほっとｉｎやないづには、町の観光パンフレットを常時陳列をし、また職員も町の観光案内をしており、観光案内所の機能を十分に果たしていると思っております。新たに観光案内所を設置するとなれば、観光協会、観光ボランティア協会との協

議も必要となり、設置には時間が要すると思っております。機会があれば関係機関と話し合いを持ちたいと思っております。また、職員にも柳津町の特産品等の紹介はもちろん、さらに史跡、名所を熟知するよう指導し、観光客に満足をしていただけるようにしたいと、そのような思いを強くしているところであります。

二つ目の只見川の河川敷、竜蔵庵川の整備についてお答えをしたいと思います。

只見川の河川敷の整備については、満水時には現在の水位よりも２メートルから2.3メートルまで水位が上昇いたしますが、河川公園のような整備は危険なため困難だと思っております。また、この件につきましては以前も検討をした経緯があるわけであります。

次に、ウグイの件でありますが、只見川の水利権は東北電力にあります。河川法により洪水対策として６月から９月までは片門発電所で３メートル水位低下させなければならないということであります。ウグイの産卵時期は５月ごろで、産卵したとしても水位の低下によりふ化しないのではないかと考えております。また、カワウによる被害も出ております。そういった中で、竜蔵庵川は、河床にはまだ段差もなく、さらに診療所より下流はコンクリート護岸ではなく生態系に配慮した多自然型の護岸となっておりますので、魚の住む環境は整っていると思っております。柳津小学校の児童が毎年竜蔵庵川に稚魚を放流していますので、漁業組合と相談をしながら放流場所を検討していきたいと、そのように考えを持っているところであります。

三つ目であります。山村漁村の６次産業化対策について。

これにつきましては、議員みずからも軽トラ市などに参加をいただきながら、今後の農業のあり方を積極的にやっていただいていますことに心から御礼を申し上げたいと思っております。

ご質問の未来を切り拓く６次産業創出総合対策でありますが、世界的な人口増加や経済成長、地球温暖化等の進展により我が国における食料を含めた各種資源の調達が将来的に不安化するリスクが高まっている一方で、我が国の農林水産業の活力は甚だしく低下し、農山漁村地域の維持、存続も危ぶまれている状況に対応するため、農林水産業、農山村漁村の有する農林水産物を初めとする資源を利活用し新たな付加価値を生み出す地域ビジネス、新産業を創出し、農山漁村の６次化を推進するもので、フードチェーンを構成する事業者、また食品産業以外の民間企業を支援の対象とした事業であると思っております。

支援の内容としましては、一つ目として農業サイド主導の加工、流通、販売分野への多角化、農商工連携の推進、地域ブランドの確立等の支援であります。二つ目として、市民参加

型のマルシェのモデル的展開や直売所、そしてまた、加工処理施設の整備などの地産地消の総合的な支援であります。もう一つの支援として、生鮮食料品を低温設備によって生産地から消費者に送り届ける流通の仕組みなど、生産から消費までの各段階の関係者が連携した食品の流通の効率化、高度化を支援する事業がこの事業であるわけであります。

このほか、国際展開、資源環境対策、品質管理、コンプライアンスの徹底、企業体質の強化、緑と水の環境技術革命プロジェクトなどこの中に含んでいることであります。

こうした中で、柳津町で今取り組んでいるものとして幾つか紹介をしていきたいと思います。農商工連携事業の取り組みとして、昨年10月から取り組みました軽トラ市も、本年度は町の生涯学習カレンダーに７回の日程を盛り込み、実施をしているところでありますが、現在のところ、住民ニーズよりも観光客のニーズが高く、季節の山菜、野菜などを中心に販売をしているところであります。

また、農産物の販売による農家所得向上対策として地産地消推進の新たな取り組みとしてＪＡの各生産部会を中心にビックリジャンボインゲン、鴨川のインゲン、トマト、アスパラガス、キュウリなどこれを学校給食の食材として採用をいただいている状況であります。

さらには、柳津町と三島町、金山町、昭和村、只見町の５町村で組織する奥会津５町村活性化協議会が新たに取り組むことになりました物産観光トライアル事業についても登録会員が50名が新鮮野菜を中心として発送をしている状況であります。

地元の農家で構成する直売所についても、ことしの春から町の振興公社が総合窓口となり観光案内所、駐車場、清柳苑、トライアル事業による東京都への販売と振興公社が使用する食材の共同仕入れを一括管理を取り組みとして行っているところが現状であります。

また、加工品の取り組みとしては、振興公社が中心となり柳津産菜種油、タマネギを使用した和風のドレッシングのほか、今年新たに柳津産のニンニクを使用したニンニクみそ、焼き肉のたれ、柳津産菜種油、それとニンニクを使用した食べるラー油を商品化して近く販売に入るところでございます。

こうして、最終的には、この国の対策に対して町がどのようにかかわり向き合っていくかということになるわけでありますが、想定されますことは、事業としては地域における地産地消戦略の策定、それに基づく直売所の強化やネットワーク化、加工による高付加価値化、学校給食等への農産物の安定的な供給などの取り組み、またこれらに必要な直売所、そしてまた加工処理施設に整備になると考えておるところであります。加工施設ができれば当然新たな雇用も生まれるわけでありますが、大事に考えていかなければならない事業ではないか

なとそんなふうにとらえておるところであります。

議員のご質問の農産物の生産、加工、販売まで一体的にとらえた町の考え方でございますが、６次産業創出対策として企業者を募ることが重要であると思っております。企業者となれるよう支援していくのが第一条件かと思われますが、当然企業者があれば加工販売施設の整備、発生するわけでありますが、それに対し国の制度利用と町のバックアップをしながらこれが重要であると考えておりますので、それらについても十二分に配慮してまいりたいとそのように思っております。

以上のことから、幅広く制度のＰＲを行いながら販売方法、直売所を充実しつつ、幅広く会員を募集し、現在ある即売所、軽トラ市の活用と物産観光トライアル事業を進めていきたいと考えておりますので、なお一層議員の皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

８番、伊藤　毅君。

○８番

１番ですが、今町長の答弁がありましたように、職員にも柳津町の特産品の紹介はもちろん、さらに史跡、名所を熟知するよう指導しますと答弁がありましたので、ぜひこれは町なかの活性化のためにご指導のほどよろしくお願いします。

それから、昨年の雑誌、新聞等で只見線の車中からの景色が非常によいと特集が組まれ、少しずつ旅行者の認知が出てきております。昨年の秋の紅葉シーズンには、毎日のように業者が只見線で旅する光景を目にしました。そして、ことしになりいよいよ全国各地の大手旅行会社がツアーを組み始めましたようです。ことしの秋には、全国の旅行業者がこぞって内容をまねして企画・運営しますので、ベストシーズンの奥会津の小さな駅構内は、大型バス数台と立ち往生はるかキャパシティを超えるお客様があふれてしまうということになりかねます。特に、予想される乗客は、会津川口駅、会津宮下駅、会津柳津駅がそれぞれ大量のお客様です。多い日はバス７台か10台ぐらいになりそうです。特に、乗り降りのときのバスの誘導とトイレなどの施設、かなり混雑を来すおそれがあります。とても心配なので、現場の対策はどのようにお考えですか、お伺いします。

○議長

答弁は。

じゃあ、町長。

○町長

８番議員にお答えをいたします。

伊藤議員が心配されるもう現実が始まっております。先日も大型バス２台がもう既に入ってまいりました。それで、簡易的なトイレの設置等も要望があったと聞いておりますが、それらについては、あくまでもある施設を利用してもらうということで対応してまいりました。それによりまして、柳津町の駅に降りた皆さんは、バスにご乗車を願って道の駅のほうにおりて利用したようなことであります。これらについても、販売促進のためにもそれらの誘客がある場合にどのような形でもてなしをしていけばいいか、その辺も考えていきたい、そのように思っております。

そしてまた、先日ＪＲの太田次長がわざわざ柳津町に来ていただきました。そして、仙台支社の課長と副課長までいらして、やはり議員がおただしのこの件につきまして、どのような販売の方法そして地元の皆さんの対応があるのかという調査に来たわけであります。それらについても、５町村が連携を図りながら既存のあるものを活用しながらやっていきたいというお答えをいたしました。そしてまた、現状とすれば皆さんが座る場所がなくて立って乗車している状況であるということもお伝えをいたしました。そういった中で、ぜひ奥会津として会津ブランドはかなり認知度が高いということでこれから皆さんのもてなしを徹底していただきたいという要望もございましたので、今議員がおただしのような方法としてこれからも考えていきたいと思っておりますので、ぜひ多くの皆さんにお伝えを願いたいと、そのように思っています。

○議長

伊藤　毅君。

○８番

２番に移ります。河川敷の柳の木も切り、今度はどんなふうになるのかなと心待ちにしておりましたもので、河川公園のような整備は危険なために困難との説明ですが、桜づつみから見て河川敷が、うわあ、きれいですね、と言われるような整備の仕方もあると思います。そのような考えはないのかお伺いします。

○議長

町長。

○町長

議員がおっしゃるとおり、これから子供たちのやっぱり遊び場としても、あの河川は大きな災害等に巻き込まれるおそれもないということでありますので、それらについて水面で遊ぶ子供たちの姿というものが父兄を通じながらあそこで見ることもできるということで、これからの整備が最も必要な場所ではないのかなという思いをしてますので、それらも積極的に前を見据えながらやっていきたいと、そのような思いでおります。

○議長

伊藤　毅君。

○８番

今、河川敷のことはわかります。あと、今児童たちが稚魚を放流しているそうですが、長倉の川にも何年か放しているみたいです。一緒になったことはないかちょっとわかりませんが、長倉の川も今イワナが大分ふえたようですので、これからもこれは続けてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

３番に移ります。今答弁にありましたように、菜種油とタマネギでつくったドレッシング、和風のドレッシングがあるそうですが、タマネギも柳津産なんですか、お伺いします。

○議長

町長。

○町長

これも柳津産であります。

○議長

伊藤　毅君。

○８番

タマネギの小さいやつが売れ残っちゃっている人も随分いるみたいですので、ぜひそういう売れ残りの小さいやつでもドレッシングなれば間に合うと思いますので、それを使ってもらうように、お伺いします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

菜種油からすべて今製品にしているのは地元産でございますので、地元産を極力使っていきたいと考えております。

○議長

伊藤　毅君。

○８番

じゃあ、農家の人たちにもそのようにお伝えしますので。

あと、加工場の話ですが、三島町にも加工場あるわけですが、そこらのところのお願いとかそういうことはする考えないですか。それとも今、清柳苑でやっている人たちに任せるのか、それを一つお伺いします。

○議長

加工場を委託するのか、将来的に自分たちで……。

地域振興課長。

○地域振興課長

今は福島の業者のほうに委託しております。

なお、タマネギは既に業者のほうに加工場のほうに運んでありますので、その小さいタマネギの利用ということはことしはちょっと無理なので、農家の方にお伝えいただきたいと思います。

○議長

伊藤　毅君。

○８番

それは農家の人に連絡とか何かしてつくってくれとか、そういうことはしたんですか、してないですか。ただ自由につくったやつを販売するようにしたんですか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

タマネギの件は、春先から農家のほうに頼んでおきました。来年はもっとまた別な方法で検討していきたいと思います。

○８番

はい。これで終わります。

○議長

これをもって伊藤　毅君の質問を終わります。

◇　　◇　　◇

○議長

ここで暫時休議をいたします。

再開を午後２時20分といたします。（午後２時０９分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午後２時２０分）

◇　　◇　　◇

○議長

先ほどの小林　功議員の質問に対しての補足の答弁がありますので、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長

先ほど小林議員から防火水槽の登記の件について町のほうでどういうふうになっているかというようなことありまして、個人的な部分がありましたので、今ちょっと調査をいたしました。その件につきましては、防火水槽を設置しているということで、町で２種類あるそうで、無償で譲渡した分とあと地権者と無償の貸借を結んでいると２種類がありますので、その防火水槽の件については、うちのほうの担当から所有者の方と話をするように、よく調査をするように指示をさせますので、今後そういうふうにして処理をしたいと。本人との話をよく聞いてどういう状況になればいいかというようなことで調査をするということで今後やるように指示しましたので、そういうことでございます。

○議長

次に、羽賀　弘君の登壇を許します。

３番、羽賀　弘君。

○３番（登壇）

質問いたします。

入湯税について。

特別徴収義務者に対する指導は、どのように行われているのか。そして、その成果はどうなのか。

２点目、入湯税の予算策定方法は適正か。

３点目、丑寅まつり等、集客イベントによる入湯税の増収効果はあったと考えるか。

以上です。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、３番、羽賀議員にお答えをいたします。

１点目でありますが、入湯税についてであります。

入湯税は、地方税法の定めにより鉱泉浴場（温泉）の入湯客に課税され、特別徴収義務者の浴場の経営者が町に納入することになっておるわけであります。

特別徴収義務者への指導等についてでありますが、ことしの３月に特別徴収義務者啓発のチラシ持参をして各旅館を訪問し、適正な申告と納税者への周知について依頼をしました。その成果はあるものと思っております。

入湯税の算定方法は、福島県の算定基準に従い算定をしております。

３点目でありますが、丑寅まつり等の効果についてでありますが、最近の経済状況の低迷により観光地の客数は年々減少傾向にあることはご存じのとおりであります。町においては、観光地としての活性化を図るために、丑寅まつりにより観光客の減少傾向に歯止めをかけ、その効果はあるものと思っております。そして今もそのような中で丑寅実行委員会を中心としてそれぞれのイベントを工夫をしながらやっている状況であります。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

３番、羽賀　弘君。

○３番

ご答弁ありがとうございました。

この質問については過去２度、これで３度目の質問になります。その質問、指摘に対して残念ながら目に見える成果がないと考えておりますが、というのも、一昨年の答弁で特別徴収義務者に対して指導を徹底すると答弁されていて、去年21年度の結果がおととし、一昨年20年度と変わらない状況であるわけです。ですから、成果はあるものと思いますという答弁でしたけれども、ちょっと軽い、第三者的な答弁のように感じられてしまう次第です。

あと、去年の答弁で町長は、だれが見ても適正な申告をしていないのではないかと思わざるを得ないとおっしゃっているわけでありますし、だれが見ても適正な申告をしていると思えるような結果、成果を出さなくては、法律制度に基づいて納税していただいているお客様に対する裏切りになりますので、あらゆる手段を講じて必ず成果を出さなくてはいけない義

務があると考えますが、どうお考えですか。

○議長

町長。

○町長

なお、詳細につきましては課長より答弁させますけれども、基本的な姿勢とすれば、まさに議員がおただしのとおりであると思っております。それには固定した今公の施設の中で入湯税が支払われ、そしてまた幾つかの特別徴収義務者の所有する物件等を見れば、対比すれば出ることでありますが、それを精査すればまさに適正なものかと言わざるを得ないところも多々あるわけであります。ですが、このような経済状況の中でのそれらについては、自主的な義務者への納税をしていただく、それらが我々にとっては適正な方法でやっていただきたいという指導はしているわけでありますが、その辺の細かいことについては課長より説明させますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

今ほど羽賀議員から納税の指導について適正であるかというようなご質問でありますが、先ほど答弁いたしましたように、一応ことしの３月に特別徴収義務者のチラシということで、内容的には入湯税の地方税法によりまして特別徴収義務者は事業主であってそれを町に納入しなければならないというような旨のチラシを持参しまして、お願いに上がったわけです。そして、旅館を利用した方には、これは鉱泉地でありますので入湯税は必ずいただいてもらうと。あと、チラシとしてお客さんには150円を入湯税として納めなければならないという旨のチラシをつくりまして持参したわけでございます。

それで、その成果が本当に上がっているのかということでおただしであるんですが、私のほうでも最近の入湯税の傾向というようなことで町の状況的なものを調査いたしました。それで、平成15年度からのデータがあるわけですが、その当時は245万円ほどの入湯税があったわけですが、その後、旅館等の廃業とかもありますけれども、21年度現在では174万9,000円というふうに大変落ち込んでおります。この16年を資料の中ではピークといたしまして、全体的には年々少なくなっているというのが現状であります。

そういった中で、羽賀議員が言うように、入湯税を特別徴収義務者である経営者がきちんと納めてあるかどうかというのが問題であるということでございまして、町といたしまして

も入湯税の経営者の方からやっぱりそれは適正に、お客様から預かったお金でありますので、町のほうにそれは納入してくださいというようなことでお願いに回ったわけです。それで、町のほうの入湯税の規定の中にも、毎月その入湯税の申告を出さなければならないというふうになっておりますので、そういった申告書を提出してもらった際にやっぱり何らかの事情を聞くと。やっぱり毎日その帳簿をつけているわけですから、どういった現状にあるのかという部分も各旅館、そういうの出ましたときにそれを現場である程度伺うというようなことで、そういったものを職員に指導しましてやっぱり実態を把握するというふうに努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長

羽賀　弘君。

○３番

ご丁寧な答弁ありがとうございました。

どう説明、答弁を受けても、やはり特出した１軒だけが入湯税の半分を占めちゃってて残りの９軒が半分をっていうのが、どうしても納得がいかないというか不自然であるとやっぱり感じられますけれども、ここで町長、担当課長ではなくて、代表監査のほうに意見をお聞きしたいんですけれども、実際定期監査などでそういった申告書等、納付書等見られているかと思うんですけれども、入湯税の徴収額と10軒ある特別徴収義務者の申告の割合についてどのように今感じられているのか、代表監査としてどういった意見を持ってらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長

代表監査、答弁を求めます。

○代表監査委員

羽賀議員の質問にお答えをいたします。

この不景気の中で各納税者とも大変な苦労をなされておると思います。私、何も入湯税のみ見ているわけではございませんけれども、入湯税の推移というものについても非常に関心を持って監査を実施しております。議員、ご指摘のように、１軒の納税義務者だけが突出して納めていることも事実でありますし、またお客様の多いのも皆さんご存じのとおりであります。各旅館ともその経営の厳しさというものは、倒産という実態があるところから皆さんご存じのとおりでありまして、ある程度この減少というものは容認をしているところでございます。

なお、今後、各担当課、担当者においても、納税義務を果たしてもらうように努力してもらうよう指摘はしているところでございます。

○議長

羽賀　弘君。

○３番

ありがとうございました。

それでは、入湯税の算定方法について再度質問をさせていただきます。

福島県の算定基準どおりに行っているということだったんですけれども、実際去年とことしというのは丑寅まつり等イベントがあって、そのイベントというのも集客を図るためのイベントであると思いますので、そういった集客が見込める年度に対してもマニュアルどおりそういったものを加味しないで予算というのはつくられているんでしょうか。

○議長

総務課長。

○総務課長

県の入湯税の算出方法に準じて計算しております。それは、前年度の見込み、これは12月に予算見込み立てますので、４月から12月の見込みと、その前の４月から３月までの見込みというようなことで２つに分けて推計するわけですが、町としてはやっぱり入湯税を予算化してそれを町の事業の財源として振り分けするもんですから、当初の段階ではそういう、確かに丑寅まつりである程度入湯税が上がるだろうというようなこと、見込みは予想されますが、予算は一時的なその部分で見込むというのもあるわけですけれども、やっぱり一つの通年ベースということで確実なものを見込んで当初は予算化します。それで、年度途中においてある程度入湯税の12月ころに大体動向出ますので、そこの中で実際ふえてくるというようなことあれば、その段階で補正なりをして予算を計上するというのが通例の方法でありますので、当初は県の指示に従い見込みまして、実態に合わせまして補正をしていくというような手続になります。

以上です。

○議長

羽賀　弘君。

○３番

通常どおりであればそういった算定方法をするというのはよくわかりました。入湯税だけ

の算定方法でなくて、行政評価制度、事業仕分け等にもつながることだと思うんですけれども、一般の会社というかイベントで利益を上げようとしているようなところというのは、このイベントがあることによって、こんだけの収益があってこんだけの集客が見込めるっていう結果というか予定を出した上で、だからこのぐらいの予算を充ててほしいというのが通常の流れだと思うんですけれども。そういった入湯税に限らず、これから行政評価等でいろいろと事業を仕分けしながらやっていかれるのかとは思うんですけれども、入湯税のほうもそれと同じように、算定方法というのもマニュアルどおりはもちろん大事ではあると思いますけれども、いろんなことを仮定しながらというか、その町のいろいろな行事等があるでしょうから、そういったものも加味しながらやっていっていただきたいと思います。

○議長

町長。

○町長

これらについては、今羽賀議員がおっしゃったように、イベント等でありますが、そのイベントについてもそこから収入を得るということも大切でありますが、それをいかに相乗効果を出していくかということも大切な要因であると思っておりますので、それらを十二分に委員会等、そしてまた主催者のかなめとなる皆さんと話し合いを詰めながら効果を上げていきたいと、そのように思ってますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長

羽賀　弘君。

○３番

今の答弁にもつながるんですけれども、丑寅まつりにより観光客の減少傾向に歯どめをかけ、その効果はあるというふうに先ほどおっしゃっておりましたけれども、数字の面でも相乗効果、ほかのソフトの面でもハードの部分でもいいですけれども、具体的にその効果というものを教えていただきたいと思います。

○議長

町長。

○町長

幾つかの今までの丑寅まつりのイベントを見てますと、今日までのどうしてもイベントでありますとイベントにかかわった皆さんしかその場にいなかったわけでありますが、多くの皆さんを取り込みながらそのイベントがなされているという効果が見えております。これは、

多くの皆さんに情報発信をできる仕組みがそこに備わってきたということを理解しておるわけであります。それらについては、確かにそこに10人ほどの人しかいなかったのが、かなり50人、100人の規模の人がいるということは、その発信力として大きく抱き込みながらそれぞれの効果を上げていくと。これは経済的にもそれが上回っているということを私は認識をしておりますので、効果はあるものとそこから評価をしているものであります。

○議長

羽賀　弘君。

○３番

わかりました。ありがとうございました。

また、入湯税そのものの部分に戻させていただきますけれども、現実に公平な入湯税の徴収ができないのであれば、入湯税自体の徴税徴収をやめることも考えるべきと思いますけれども、町長の考えをお伺いいたします。

○議長

町長。

○町長

その場面、場面での徴収の方法というよりは、やっぱり公平さを重視しながらやっていくのが納税そしてまた徴収の方法であると、そのように認識しておりますので、それらについては今までどおり徴収はしていきたいとそのように思っております。

○議長

羽賀　弘君。

○３番

法的に拘束力があるかどうかはちょっと勉強不足で何なんですけれども、手元にある資料によると、県内の玉川村なんかだと温泉があるんですけれども、入湯税の徴収制度というのがないんですよ。金額的なことを言ってはあれなんですけれども、実際昨年度21年度で柳津町が174万9,000円、そういった金額のことで旅館に不正があるんじゃないかとかそういったことを考えたくないというのもありますし、実際半分を１軒が出しているという今の現状であれば、やはり思い切って徴収をやめたほうがいいとは私考えますけれども、やっぱり先ほどの答弁と同じで続けたいということでよろしいでしょうか。

○議長

町長。

○町長

一つのものを見ればそうだと思うんですが、私は、これからの旅館もそうですが、観光をとらえた場合にまだまだ柳津は営業力が足りないと思っております。これによってただお客様を待っているような状況にあるやっぱり観光という面をもう少し戦略的に行くには、専門的な営業というものがとらえ方、これは町民センターとかそれぞれの個々における営業じゃなくて、柳津町の観光の営業としてとらえていけば、その辺の手法として入湯税なりそういったものをそのほうに向けられるような手法でいかに旅館の皆さんが楽しくもてなしをしてくれる、そしてまた柳津というネームが上がっていくという状況をつくりだしていけば、やっぱりそれらについても考えていく必要があると、そのように思っております。

○議長

羽賀　弘君。

○３番

実際、町行政とか丑寅まつりの実行委員会というのは本当に一生懸命やってらっしゃるなと思うんですけれども、それで集客というか観光客自体がふえたという認識はしています。でも、実際宿泊されているお客さんは少なくなっている。というのは、今町長がおっしゃったように、町行政の努力が足りないとかっていうんじゃなくて、実際に旅館等を経営してらっしゃる事業主さんの、それこそ言っちゃえば怠慢というか。せっかく行政その他の団体等がお客さんを呼んできているのに、お客さんを逃がしちゃっているというこの状態というのは、やっぱりちょっと考えなくちゃいけないな、行政が手をかすにもやっぱり限界があるというか、今までがちょっと行政自体が観光関係のほうに、言いなりといったら悪いですけど、ちょっと優し過ぎたんじゃないかなと思いますけれども、町長いかがお考えですか。

○議長

町長。

○町長

羽賀議員がおっしゃるように、今日までの先ほどの横田議員とかぶさる部分があるんですが、今までは外発的に予算も何らやっぱり事業に対してこれをつけますよという状態がありました、確かに。でも今はそういうことはあり得ないと思っております。それをどうカバーしていくのかというのが、今羽賀議員がおっしゃるように内発的な、我々がどういうお客様のニーズにこたえるかということをこたえていくそのものだと思っております。それによって、お客様のもてなしなり、満足度を高めていくには、今自助努力しかないと思っておりま

すので、それらは営業努力も含めて、そして大きな見地から柳津町の総合的な観光の手法として、営業に携われる人を当て込んでしっかりとやっていかないとこれからの観光地はおくれていくと、そのように思っていますので、それらは今の状態のままではだめだと。専門的な分野からそういう人を招いて、すべての面でマネジメントできるような、商品化できるような営業マンをやっぱり私は充てるべきだとそのように思っております。

○議長

羽賀　弘君。

○３番

最後に、資料的なものなんですけれども、今奥会津振興センター、只見・金山・三島・昭和・柳津５町村でやっておりますけれども、そこの21年度の入湯税の決算額を合計してみたんですけれども、993万1,650円ということなんですよ。ちなみに、資料を探して会津若松あたり一つの市でどんぐらい入湯税上がってんのかなって見たら、１億2,000万なんですね。10倍以上、若松市一つでこの奥会津５町村をカバーできるぐらい今、単純な計算になっちゃいますけれども、観光客がやっぱりそれ以下でも以上でもなくいらっしゃっているということなんで、関連して奥会津振興センターのほうにはそういった数字が上がっているということも加味していただいて、町長のほうから働きかけていただきたいなと思います。

○議長

町長。

○町長

特に奥会津としてですが、今売りにしているのはやはり温泉であるというように思っております。そういう中で、今ブランドとして会津ブランドと奥会津ブランドというものが、かなり強力にしていかないとなかなかそこにスポットを当てることができないという話がございました。これは、南会津も含めてですが、今会津若松市の実態の数字を出していただきましたが、まさにやっぱり努力の結果がそこに出ているし、また、規模の経済ではないんですが、小さなところは頑張りながらもそれだけの成果が上がってないということもできると思います。それらを含めながら、やっぱり会津としてのブランドを連携した軸として考えていきたい、そのように思っております。

○議長

羽賀　弘君。

○３番

終わります。

○議長

これをもって羽賀　弘君の質問を終わります。

次に、鈴木吉信君の登壇を許します。

５番、鈴木吉信君。

○５番（登壇）

私は、平成21年度の議会において質問をさせていただいておる次の３件に対して、改めて町長の考えを伺います。

一つ、消防支援体制の構築について。

消防支援体制の構築について、消防団と協議をされたのか、また、町長の言う柳津町に合った体制づくりについて伺います。

二つ目、町営住宅、教員住宅の合併処理浄化槽の普及促進について。

町営住宅、教員住宅の合併処理浄化槽の普及促進の整備のため地区と協議されたのか、町としての方針を伺います。

三つ目、町の住宅用火災警報器の設置状況について。

23年６月までに町内において100％達成できるのか伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

それでは、５番、鈴木議員にお答えをいたします。

まず１点目でありますが、消防支援体制の構築についてであります。

消防団員の確保、また組織の強化については、少子高齢化、社会構造の変化により大変苦慮しているところであります。特に日中の火災発生など、団員の多くが町外への職場に勤務をしておりますので、火災災害時の対応など消防の組織体制について団の組織等検討委員会で協議を重ねておるところであります。その中で機能別団員制度の調査、また退団者を含めた入団可能者の対策、日中の運転手、団員の確保など検討協議をしておりますが、現時点では、基本的には第５分団体制の中で体制を整備していく方向となっております。

地域の自主防衛・防災体制については、初期対応として自分たちの生命・財産は地域にい

る人が協力して守り、消防団と連携した体制づくりを支援し、町防災訓練においても地区住民の初動的な対応が重要でありますので、消火器、消火栓による消火訓練を取り入れて行っているところであります。町としても現在の消防体制の現状についてはよく意識をしておりますので、組織の体制づくりについて消防団と協議をなお一層重ねてまいりたいと、そのように思っております。

二つ目の町営住宅、教員住宅の合併処理浄化槽の普及促進についてでありますが、町営住宅、教員住宅の合併処理浄化槽の整備ですが、町営住宅は旧式のトイレであります。教員住宅は簡易水洗方式となっております。衛生上の問題、また子供の転落等も予想されますので、整備を進めていきたいと思っております。

また、地区の区長さんとは放流先の件で話をしましたが、現地を精査した結果、道路側溝に放流することが可能となりましたので、今後個別型、集合型等の検討、処理人口等の調査を進めてまいりたいと、そのように思っております。

三つ目であります。町の住宅用火災警報器の設置状況についてでありますが、火災警報器の設置は、平成23年６月１日からすべての住宅に設置が義務づけられます。火災警報装置が設置されることによって命が守られた事例が多く報告をされております。また、設置されていないために逃げおくれた事例も多く報告されています。町では、消防団を初め広域消防署等の協力をいただき、啓蒙活動を行い設置率の向上に努めております。

今年度、高齢者世帯の設置費として予算措置をしておりますが、昨年10月の設置率は40％でありましたが、ことし９月の設置率は63％であります。これを100％達成するように、今後とも防火意識の高揚と警報器設置の啓蒙を図ってまいりたいと、そのように思っております。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

鈴木吉信君。

○５番

私は団員の確保、組織の強化、これに対しましては町長の考えておることと同じだと思います、私の考えも。ただ、私の思うのは、日中の火災発生または災害発生に対する対応、これに対し組織等検討委員会で協議を重ねておるというお話でございますけれども、私は、どのような体制であろうとも火災災害が発生したときに地域の住民の生命、財産を守ることが

第一だと考えております。

今現在、町長もわかるように、年に１回の検閲のときに機械器具の点検ありますが、そこにも団員が１人しかいない、それでポンプも持ってこれない、そのような地区も現在柳津町にはあるわけでございます。また、多くてもその次には２人または３人、そのような地区もあるのが現状であります。日中は団員も若い人もいない、お年寄りだけ、広域消防署に電話しても30分くらいはかかってしまう、そのような現状でありますが、消防団と協議を重ねる、私は今の地域の現状というものを重く受けとめていただいて、目の前に迫っていることしもまた冬が来るわけなんですが、火器の取り扱いが多くなる前に、やはり今回の防災訓練でも実施されたように、若者がいなくて年寄りなら年寄りだけの地区に対しても消防団の幹部もしくは役場の職員の方々が行って防火活動等に対してやることがあるのではないか、私はそう思っています。そんなことで、ぜひ防火に対する意識というものに対しての強化、これに対して対応していただきたい。

また、この前の野老沢の火災があったんですが、内容等に対しては皆さんご承知のとおりなんですが、あの地区においても、今まで現在私は防災設備、防火水槽等に対しては万全な対応というものがあるものと思っておりましたが、あれだけの火災、わずか１軒の火災においてでさえも水がない、防火水槽が空っぽ、水道の貯水槽も空っぽ、そのような状態というものが現在本当に起きておるわけでございますので、町としてやはり各地区から要望が出たら防火水槽をつくるんじゃなくて、今後は、その地区の建物または面積等を考えた上でどれくらいのものが必要なのか、その辺も精査すべきと思うんですが、どのような考えでおられるか伺いたいと思います。

○議長

はい、どなた。

町長。

○町長

それでは、５番議員にお答えをいたします。

先日、西山地域において防災訓練をやったわけであります。そのときに今議員がおただしのようなことを直に感じた次第であります。それは、やはり一たん災害が起きたというときになればこれはだれも予測がつかないわけでありますが、そのときに起こすやっぱり初動態勢が一番大事であると、そのように感じました。その中で、今まで地区を回って住民を入れながらその防災訓練やったんですが、初めて消火栓を活用したわけですが、そのいずれの中

にもホースが巻き込んでいる中で、すり切れておったというのが２件ございました。今まで今議員がおただしのあったように、この地域にとっては防災は確実に大丈夫だと思っていたんですが、そういったところの見落としがあったと。これは常に何年かの間には更新をしていって万全を期することが必要だということを再確認をしたところであります。

それにあわせて、今議員がおっしゃったように、地域に合った防災というものをやっぱり構築していくべきだなとそんなふうに思っております。ただ、議員がおっしゃいました今５分団制あるんですが、１人でも今の４、５分団というのは大変な消防が少ない状況であります。ですが、それが第４、第５あるために皆さんが地域を守るという消防の精神にのっとって消防団に入っているわけでありますので、それらは私は基本的に守っていきたいと。ただ、数が少ないから西山地域は全部一緒にしたほうがいいという考えはありません。やはりこの４、５の分団をしながら、それぞれの地域に目が届くような消防体制をつくり上げていきたい、そんなふうに思っております。それには、やはりその地域にいた人たちがみずからの地域はみずから守るということを一つの基本姿勢にしながらその地域防災を考えていきたい、そのように思っています。

○議長

鈴木吉信君。

○５番

今、町長から答弁あったことに対しては昨年に質問しているんですが、これが消防の幹部等の方々と検討委員会とありますので、それの中において検討していきたいという話だったんですが、それに対してどうのこうのと言うつもりは、考えは持っておりません。

ただ、先ほども言ったとおり、消防の幹部の方々、その方々でいろいろと考えておられると思います。柳津町の地域等に合った消防体制、それに対しては考えておられると思います。ただ、私が先ほど言ったように、やはりお年寄りが10人、また若い人が全然いない、そのような地区というものは、そのような地区に応じたやっぱり防火体制の対応をやっぱりすべきだと思いますので、今後事務局等とお話し合いの上ご検討願いたい、そのように思うわけでございます。

また、先ほどの防火水槽の件に対して、申しわけないんですが、総務課長でも結構ですので、今後の取り組み状況に対してお話し願いたいと思います。よろしく。

○議長

総務課長。

○総務課長

消防各区の防火体制の支援ということでいろいろあるんですが、やっぱり消防団員の確保というのが一番重要になってくるわけです。今消防団員はなかなかなり手がないということで実際の話で今苦慮しているんですが、この前のことしの区長会のときにも区長さんに申し上げたんですが、各地区にはそれぞれ班がありますので、消防は消防団だけで募集をしてくれというのもなかなか難しいんで、区長会の席で、各行政区に班がありますので、消防団員をどういうふうに確保するかということを行政区としても一応取り組んでもらいたいというようなことで、区長さんのほうにはお話をしております。

それと、日中の消防団員の有事の際に出動ができないというのが現状でありまして、実際消防団のほうと日中の団員の確保をどうするかというようなことで話しているわけですが、議員ご承知のように、町外に多くの人が勤務しているということでそれを検討しているんですが、なかなか名案がございませんで、ほかの地区に出動しないということであれば、自分の地区は自分で守るということであれば、元団員のＯＢの方とかそういった方にそういったポンプ操法的なものを講習して、ほかの地区には出動できないけれども自分のほうはポンプ操法ができるといった、そういうのを復習してやってもらってはどうかというようなのも実際出ております。だから、そういう面で今いろいろと検討をしているところであります。

それで、高齢者の方もおりますので、今まではＢ－３級やってたんですが、今度Ｃ級のポンプありますんで、そういった小さな団については、Ｃ級ですと２人でも楽に持てるというようなことがありますので、そういったポンプの更新も今後図っていくというようなことで検討をしてまいりたいというふうに思っています。

あと、先ほど町長からもありましたように、これからの町の防災訓練については、団員の訓練はもちろんですが、その地区に合わせまして消火器の操作、消火栓の操作というもので、やっぱり初期対応が一番大事なもんですから、その辺も重点に取り入れて今後取り組んでいきたいというふうに思ってますので、よろしくお願いしたいと思います。（「防火水槽」の声あり）

防火水槽の整備なんですが、今までですと毎年毎年設置してたんですが、今ちょっと国の基準が変わりまして、町ですと財源的にも厳しいんで３基以上にならないと補助対象なりませんので、隔年おきに３基ずつ地区をまとめて今後整備すると。そういった方針を持っています。あとそれと、先ほどご指摘のあったように、ただ基準どおりの40トンだけでいいかというようなことでなくて、やっぱり地域の水利状況、そういったものに合わせました防火水

槽の整備が必要と思いますので、そういう部分についても十分検討してまいりたいと思います。

○議長

鈴木吉信君。

○５番

それでは、先ほどから町長、課長のお話あるんですが、やはり前にも私言ったとおり、西会津消防団または金山消防団、三島町消防団、昭和村消防団等においては、いろいろな内容等において支援体制等やっておるわけでございますので、その辺もやはり話を聞いたり等しながら今後の対応等に対してよろしくお願いしたいと思います。

それでは、二つ目の町営住宅の合併処理浄化槽の普及促進についてでございますが、これも21年の９月の議会において質問させていただいたわけでございますが、そのときのお話では、今後の計画としては町営住宅建設から20年が経過しており、地区と協議を再度図り承諾が得られるならば浄化槽の整備を図っていく計画であるというお話でございましたが、今回またお話をし、現在の促進状況を知りたく質問をしたところでございますが、やはり柳津町でこれだけ本当に住宅建ててからもう20年過ぎている。各集落等ではもう十何年も過ぎている、整備されてから、その中においてこの前も言ったとおり、柳津の町営住宅がまだ整備されていない旧式のトイレ、これではやはり町長が先ほど話したとおり転落事故または環境的にも衛生的にもよくない、そのような中でやはり砂子原の地区と話し合いの上、結果的にいいだろうというような話がなされたというような話でございますけれども、去年質問させていただいて１年過ぎて今区長さんから了解を得た、それならば、やはり私の思いとしては、いつごろまでならばこれが大体できそうなのか、計画予定として。それに対して伺いたいと思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、鈴木議員にお答えいたします。

砂子原の区長さんとは、当初私のほうで考えていたのは、あの長坂の住宅の前の道路を横断して杉林のほうの沢に放流しようかということで相談をしてきました。区長さんからは、相談には乗りますからそのときはぜひおいでくださいということを回答もらいましたが、その後、もと木造の教員住宅あったところなんですが、あそこに集合型の浄化槽を設置して、

その下の町道の側溝が走っているわけなんです。その側溝は、下の住宅あるほうまでは行かなくて、途中寄宿舎と長坂の教員住宅の間の県道の大きな排水路があります。そこで放流できるようになりますので、特に個人の方の土地の承諾は得なくても済むのでないかということであります。

そして、計画としましては、やはり個別型、集合型となりますが、切りかえ等のこともいろいろあります。だから、まず来年は設備のほうの設計くらいまではやりたいと思っております。

○議長

鈴木吉信君。

○５番

ただいま課長のほうから、町長のほうから話あったんですが、地元の方、住宅を使用されている方、長年にわたる念願でございますので、一日も早い整備等をお願いしたいと思います。

それでは、三つ目の町の住宅用火災警報器の設置状況についてでございますが、これも21年の12月の議会において町長の考えを伺ったわけでございますが、10月１日現在40％普及率である、今後消防団の協力を得ながら防火意識の高揚と火災警報器の設置を推進してまいりたいという話でございました。町としてもこの１年間設置率の向上に努めてきたのは、私も知っております。ことし９月の設置率が63％なんだそうでございますけれども、やはり私は、町民の安全・安心な生活のためにも一日も早くこれはやらなくちゃなんない。町としても高齢者の世帯に設置する、そのようなこともやっておられますけれども、やはり来年の６月１日じゃなくて３月いっぱいくらいに、年度内に100％に達成できる、これくらいのやっぱり取り組みというものが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長

町長。

○町長

議員がおただしのとおりだと思っております。高齢化率が50％を超えている集落が多い我が町であります。今までの統計の中で、今2010年でありますけれども、2050年には日本全体が40％の高齢化率になるということで、現在の柳津町の高齢化率が日本じゅうがそういう状態になるというあかしであります。そういうわけでありますので、よりやっぱりその先進的な高齢者の皆さんがいる我が柳津町でありますので、安全安心には心を砕いていきたい、そ

のように思っております。

○議長

では、補足して総務課長。

○総務課長

今現在、設置率63％ということで、来年を目の前にしてちょっと低い状況にあるのが現状でございます。議員がおただしのように、早く町のほうでも設置をしたいというふうに考えております。それで、町の公営住宅、柳ヶ丘、檀ノ浦等については公共施設がありますので、これは全部設置はしております。それと、うちのほうでも設置の状況をちょっと見てみたんですが、支所地区におきましては、13あるうち９地区、100％というような状況です。本町地区については２地区というようなことで、地域的に大分違うというのは実感しております。

こういうこともありまして、行政区として100％達成しているというのは、やっぱり行政区としてまた消防団として何らかの取り組みをしているというような証拠だと思います。そういうことでありますので、なお本町地区におきましても、支所地区で９カ所、本町地区２カ所でございますので、そういった地区の取り組みなどもお伺いして、やっぱりそういった100％達成するためにどのような方法でやったのかというなのも参考にしながら、議員おっしゃるように６月までにじゃなくて年度内くらいには100％に近づけることに一生懸命頑張りたいと思います。

○議長

鈴木吉信君。

○５番

今まで３つの質問をしたんですが、これすべて21年度に私が質問をしたものを振り返ってまたきょう質問させていただいたわけなんですが、やはり議会の中において質問をさせていただいて、町長なり課長が答弁していただいておるわけでございますけれども、これからもやはり貴重な時間をいただいて質問をさせていただいておりますので、質問をしてそのうちに考えてみたい、または今後検討したいというような答弁がありましたならば、今後ともまた再度質問をさせていただく、そのような考えておりますので、また先ほどから私が３つ質問をしましたが、すべて町民の安心安全な生活のために重要なことばかりでございます。やはり町長が常に言っておられる町民の安心安全な生活のために、今まで以上の町民に対する安全安心のためにご奮闘いただきたい、そのようにお願いを申し上げ、私の質問を終わります。

○議長

答弁はよろしい、答弁。（「ええ」の声あり）

町長。

○町長

まさに議員がおっしゃるように、我々職員としても振り返りの状態をつくり上げながらいきたいということで、今職員の合言葉になっております。今までの事業がどうしても、満々と進めてくるのが本当なんですが、それらを一度立ちどまりながら振り返りながら事業を見直していくと、これは大切な要因であるというように思っておりますので、今おただしがありました議員がおっしゃったやっぱり事業に関しても振り返りながら、そして皆さんに言われなくても振り返りしなくてもやれるような体制づくりというものをきちっとしながら進めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長

これをもって鈴木吉信君の質問を終わります。

◇　　◇　　◇

○議長

ここで暫時休議いたします。

再開を午後３時30分からといたします。（午後３時１９分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午後３時３０分）

◇　　◇　　◇

○議長

菊地　正君の登壇を許します。

２番、菊地　正君。

○２番（登壇）

２番、観光地の整備についてお伺いいたします。

町には虚空蔵尊圓蔵寺を初め、会津を代表する由来ある観光地が多くあります。町として観光地の整備をすべきと思いますので、次の箇所にお伺いいたします。

①国の重要文化財である弁天堂の冬期間の道路の確保。

②久保田三十三観音のトイレ及び水道整備について。

③軽井沢銀山の煙突まで行く道路の整備について。

④ツムジクラ滝への道路の草刈りを今年は雇用対策でやっているが、今後も町で管理する考えはあるか、ないか。

以上、４カ所の整備について町長の考えを伺います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

２番、菊地議員にお答えをいたします。

まず１点目でありますが、観光地の整備についてお答えをいたします。

そのうちの①であります。町道門前奥之院線の幅員が狭く、以前より地区から要望もあり消雪工事を検討してきました。この周辺に消雪井戸を掘ると、半径100メーター以内に２カ所の消雪井戸がありこの井戸に影響を及ぼしますので、事業化はしませんでした。今後も舗道用ロータリー車で早朝除雪を実施し、大雪の場合は従来どおりダンプに積み込んで排雪し、地域住民の交通の確保に努めてまいりたいと、そのように思っているところであります。

二つ目の久保田三十三観音まつりは、地域住民の努力により多くの方が訪れており、さらに平成20年度より実施したグリーンツーリズムに定着し、久保田地区の活性化に寄与をしております。現在、三十三観音まつりのトイレは仮設トイレで対応し、手洗い等は雨水を利用しているのが現状であります。この場所は、豪雪地帯で冬期間維持管理が困難であるため、建物の整備等は考えておりません。今後町では、地域の実情を踏まえ支援する考えであります。

三つ目でありますが、会津若松三島線の整備でありますが、今年度も工事を実施しているところであります。今後約100メーターで銀山の集落手前に接続する予定でありますので、順調に予算が計上されれば今後一、二年で完了するものと予定をしております。

四つ目でありますが、林道漆峠線の維持管理でありますが、ツムジクラ滝が名所であるため交通量も多く、また町道五畳敷大成沢線の迂回路として重要な路線であるため、町独自の雇用対策で今後も適正な維持管理をしていく考えであります。

以上であります。

○議長

これより再質問を許します。

２番、菊地　正君。

○２番

まず、①の町道門前の奥之院弁天堂の道路の確保ということで質問しましたわけでございます。今、圓蔵寺さんの裏の消雪とそしてほかに合計２つの消雪井戸ポンプがあります。それも内容的にもいろいろ門前町の人たちに話を聞くと私もわかってきました。そして今、舗道用ロータリーで朝早くから除雪してくださる、大変地域の皆さんは感謝して喜んでおりました。

ところが、やはりあそこ100メーターくらいの区間をできれば消雪という声も往々にありましたので、今朝も10分ほど早くうちを出て月光寺方面、ゲートボールですか、あの辺をちょっと見てきました。月光寺さんの左側の沢にボーリングすれば200メーターくらい離れると。そして、下の大清水に対しても200メーターくらいは離れると。あの辺なら安全地帯じゃないかということも私確認したわけでございますが、それは専門的な見方でないからわからないということですが、ゲートボール場の裏道路あります。あの裏の山手のほうはどうかなという、そういうことも一つ私なりに朝ほど見てきたわけでございます。

いろいろこれは、簡単に消雪なんて言ってもお金もかかる、大変なその後の維持管理もあろうかと思いますが、もう少し、何年もかかって、この弁天堂は昭和25年に指定された建物で宝物でございますが、はや50年という指定されて月日がたっております。あと消火栓、火災関係には万全を期した設備が今整っておりますが、できれば奥之院さんの下のブランコあるあの広場まで融雪してもらいたいなという声もありましたので、私なりにこの場所を見ながらこういう質問をしたわけでございます。何かもう少し突っ込んだ先の見える話はないでしょうか。ひとつよろしくお願いします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

現在、門前奥之院線の周辺に消雪井戸が共栄橋のたもととそれから極楽橋ありますあそこにありますので、あの辺に掘ると今度その２つの井戸に影響が出てくる可能性が大であります。それで、今、共栄橋のところにある井戸の水量がどのくらいなもんか調査したいと考えております。もしそれが奥之院のところ道路、約100メーター区間ですか、その消雪が可能となればそっちのほうにも事業を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長

菊地　正君。

○２番

わかりました。

２番に対してそのくらいでまず２番終わりたいと思います。ああ、１番ですか。

次に２番の三十三観音に対して、私事でございますが、お盆前に知り合いの方と２人で三十三観音に行ってきました。それで、いや、上っていくの大変だからここで御免してもらいましょうと県道で手を合わせ、いろいろと願い事があったので、そこで帰ってきましたけども、そうすると普通車、自家用車が１台見えたのであれ、だれかさんがお参りに来ているよと。そのうちに山のほうから３人の女の方がおりてきたので、ちょっと待ってみんべということであの道の清水を飲みながらちょっと休憩していました。すると、向こうのほうから、町の人ですかと。町は町でも柳津駅のほうなんだつわけ。あら、遠いとはな、なんて、そんであんたたちはって言ったら、いや、若松からお参りに来ましたと。いや、この山の中にこれだけ立派な、それこそ村の人がどういう思いで、どういう願いを込めて、この仏像に相当な重みのある願い事がかなっているだろうなんていろいろと話しながら、そうすると１人の人が、ああ、ここにトイレが欲しいわなと。常備使われるようなトイレが。いや雪が深いし、ここはなかなか木造でできる、まあできないこともないけどといろいろと。そして水はあれだけきれいな清水がこんこんとわき立っていますので、水には心配ないようなことでありますが、そういうようなところから、私の考えがますます久保田三十三観音にも水道の設備、そしてトイレの設備というような考えがわいてきたわけでございます。

それで、なかなか大変でしょうが、冬期間はかぎでもかけて元栓を閉めれば破裂することもなしに何とか冬越しできると思いますから、まず木造でいいですから常備使われるトイレが欲しいなという私の見方でございます。まず、２番、そんなとこからひとつよろしくお願いします。

○議長

町長。

○町長

これは、菊地議員が心配されるように、地元の三十三観音の実行委員会の皆さんがトイレ設置の件について既に自分たちで話し合いを進めておりました。これは冬期間のこともあったり、そしてまた皆さんの総論の中でこういう話もありました。あそこにトイレあることによって大変危険性もあるということで、そういったことも加味しながら独自の、三十三観音

の実行委員の皆さんはあそこにトイレを置かないというようなことにしたみたいであります。

そしてまた、観音まつりには簡易トイレをあそこにやっているわけですが、常時やるというのには考えていないということでありますので、それらについては尊重してまいりたいと思っております。

そしてまた、今菊地議員からありました木造の建屋の話もあったんですが、今琵琶首地区の集会所のそばにあのようなコミュニティーのものが建っているわけですが、希望すれば久保田の人たちもああいうものができたわけでありますが、冬期間の管理等々を見れば、これからそれを維持管理していくには到底難しいということも考えていたそうであります。

いずれにしても、久保田の三十三観音の実行委員の皆さんは、地域のことは地域でやっていきたいというような方向性を見出しておりますので、そこにあるいろんな水環境の資源、資金、そしてまた中山間の資金、それらをうまく活用しながら地域全体で考えているようでありますので、それらを尊重しながら、そしてまた水道等で支援がぜひお願いしたいとなればその支援策は考えていきたい、そんなふうに思っております。今はやはり地域の皆さんの考え方を尊重してやりたいと、そのように思っております。

○議長

菊地　正君。

○２番

次、３番の軽井沢銀山の件をお伺いします。

私、この間、11日の午前中、二、三日前、若松から同級生が10月30日に14名の方を連れて弁天堂、三十三観音、銀山、ツムジクラ滝、そして帰りにせいざん荘でお昼食べて風呂入って帰ってくるんだと。それで、私がびんと来たのは、じゃあどういう車で来るのかと。いや、マイクロの中型で行くんだと。それで、私じゃあまず道路状態を、ことしは雨が多いから調べてきてからまた夜に返事やりますということで、11日の夜電話やりました。私も現場見てきました、11日の午前中。塩野から上がって、100メーターくらい上がった第一番カーブで20センチくらい掘れてますよ。側溝がないから道路の真ん中をこの大雨で削り取られて、もう本当に危険、脱輪すればやっぱり大変な状態になりますけれども、あの間大体100メーターくらい掘れてました、この大雨で。

ですから、そのままずっと上がっていったれば、まず機械の音がするのでちょっと左のほう見たらば、江川建設の道路延長のために道路工事がなされておりました。美里町ですか、江川建設。それで、これがことし中に開通するんですかと言ったら、今町長さんが言ったよ

うに、100メーター前後を残して残念ながら開通はしませんと。工期は12月６日まで。そうすると、我々受け取ったのは132メーターなんだと。舗装までやんのかということを言ったらば、舗装までやりたいんだと。そうすると、あれが開通すれば大型バスがもうスムーズに上がっていくようになります。それは１年後か２年後かわかりませんけども、まずその間２年後１年にしても、あそこやはり町として砂利敷くなりバラス敷いて面倒見て、そして今、時構わず観光客が来ますと。それにしては、私もこれ本１冊ありますけど、この軽井沢銀山という本を若松のライオンズクラブの佐藤一男さんが発行してくれたので、大変みんな行き渡った詳しい説明になっておりますので、非常に関心を持って観光客は今軽井沢銀山に上っているような状態なんです。ですから、まず１年なり２年なり開通するまでの間、どうにかあれバラス敷いたり、いろいろそれこそコンクリまで舗装しなくてもいいですから、何かいい方法、もう少し。広げることもないと思います。私のようにまた、自家用で来いよと。いろいろ連絡あれば、中型のマイクロもちょっと無理なくらいだと思いますので、できれば来月の半ばころまで、30日に来ますから、そういうようなひとつお骨折りをお願いします。

〇議長

じゃあ、どうですか、答弁。

はい、じゃあ町長のほうから答弁お願いします。町長。

〇町長

菊地さんの思いはそのとおりだと思っております。菊地さんも銀山の精錬所の跡地を見てわかるとおり、私たち議員のときもあそこ行って、煙突だけじゃなくて坑道も歩きました。坑道はすべて修復では無理であります。かっぱを着てヘルメットを被らないと坑道を歩けない状態であります。そういう状態で果たして、見る観光であると思うんですが、一連の観光というのは体験をしながら、銀山のように少しやっぱり昔の面影があるような体制づくりというのは大切なことであるとそのように思っているんですが、今銀山の場合の坑道については危険きわまるということでかなり人には勧められない状況であります。その中で、煙突はまさに遠くから見るということになれば、大変安全面を考えながらやっていくというのは、教育長の答弁のとおりであります。

そして今、道路のことですが、道路はあれを拡張するとかそういうことはできないと思います。今、保護していくのが精いっぱいであると私は思っております。それと同時に、銀山までの今の新設してある改良工事を延ばしてやりたい。それで、早目にあそこまでに行ってそして銀山峠という一つの歴史ある道路の、これからあの界隈の皆さんとも相談をしながら、

そしてまたそれを守ろうとする皆さんもいらっしゃいますので、そういうものを通しながら一つの将来像を描いていきたい、そんなふうに思っておるところです。

○議長

菊地　正君。

○２番

それで、余計なまたお世話になりますけども、あの煙突にまず10メーター四方は近寄らないでくださいと。まず、即トラロープでも張って、そしてあれだけ青空にそびえ立ってる煙突ですから、まず何年か前に屋根をかけたらどうかというお話も聞き挟んでおりますので、これもまた予算、経費の関係でいろいろと考えなくちゃなんない点もあろうかと思いますが、まずこの佐藤さんの本を見ますと、東北６県にはこれだけの煙突は見ることできませんと。今つくれったって、機械力の時代でもこれにまねしたレンガを積み上げてつくることはなかなか難しいと。この佐藤一男さんは当時こういう関係、銀山、鉱山に携わった人なんですね。そんなことから、私も今では１本の松の木かナラの木か、上に生えてます。それももう根強く柳津町を見おろしてますから、それで、屋根をかけたらどうかなというようなことも、あの場所でこの間じっと眺めてきました。まず金はかかりますけど。そんな考えはあるか、ないか、簡単にご説明願います。

○議長

答弁。じゃあ、町長。

○町長

道路については、今答弁したとおりであります。

また、煙突については、教育長がおっしゃったようにやっぱり安全性を確認しながら、確かにあんまりそばに行けば風化している部分もあると思います。それらについては今おっしゃったような安全策、そういったものをしながら、やはり担当の部署と話し合いを進めていきたいと、そのように思っております。

○議長

菊地　正君。

○２番

次に、ツムジクラ滝の道路の整備について。

ことしは雇用対策で大変立派にきれいに整備されておりました。私の願うところは、これから落ち葉、木の葉がおりますから、雪降り前に、木の葉大体九分どおり落ちたころにまず

フォークで下水上げ、側溝上げを何役かお金をかけてやっておけば、また春に立派な道路がそのまま保存できると思います。そして、できれば雪消えとともにまた側溝上げ、木の葉上げは必要でないかと私見てきました。ですから、今後この草刈りと管理等について、いや、あそこは林道だからあっちの管轄だ、これは県道だからこっちの管轄だと、余り仕分けないで、やっぱり一つの町の財産としてこれから守っていけたらなというような強い感じを持ってここに質問したわけでございます。継続的な道路管理をするというご返答をもらっていますが、これにもう少し煮詰めた答えがあれば、よろしくお願いします。

○議長

町長。

○町長

なお、雇用体制でありますけれども、これらについてはやはり大切な資源でありますので、力を入れながらやってまいりたい。そしてまた、これから予算の時期になるわけでありますので、今の雇用状況を見ながら、議員の皆さんの理解を得ながら、来年度につきましてもやはり雇用の場の確保は行っていきたいと、そのように思ってますので、そういう労力を使いながら今の体制を守っていきたい、そのように思っております。

○議長

菊地　正君。

○２番

この議題に上がってないが、ちょっとわき道していいですか、議長。つうことは、桜づつみも……

○議長

いや、困ります。関連してなら構いませんけども。

○２番

困ります。ああ、そうですか。

じゃあ、以上をもって私の質問を終わります。

○議長

これをもって菊地　正君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◇　　◇　　◇

◎議案の審議

○議長

日程第７、議案第５３号「平成２１年度柳津町歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第５３号「平成２１年度柳津町歳入歳出決算認定について」、提案内容の説明をいたします。

平成21年度柳津町一般会計の決算につきましては、歳入総額40億3,031万1,000円、歳出総額38億9,763万3,000円、歳入歳出差引額１億3,267万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源4,729万4,000円、実質収支額8,538万4,000円となります。

次に、特別会計でありますが、平成21年度柳津町土地取得事業特別会計の決算につきましては、歳入総額480万3,000円、歳出総額455万5,000円、歳入歳出差引額24万8,000円であります。

次に、平成21年度柳津町老人保健特別会計の決算につきましては、歳入総額222万円、歳出総額221万9,000円、歳入歳出差引額1,000円。

次に、平成21年度柳津町国民健康保険特別会計の決算につきましては、事業勘定で歳入総額６億7,226万7,000円、歳出総額６億2,063万5,000円、歳入歳出差引額5,163万2,000円、施設勘定では歳入総額8,412万7,000円、歳出総額7,993万7,000円、歳入歳出差引額419万円であります。

次に、平成21年度柳津町後期高齢者医療特別会計決算につきましては、歳入総額5,264万2,000円、歳出総額5,209万8,000円、歳入歳出差引額54万4,000円であります。

次に、平成21年度柳津町介護保険特別会計の決算につきましては、歳入総額４億1,190万円、歳出総額３億9,008万8,000円、歳入歳出差引額2,181万2,000円。

次に、平成21年度柳津町簡易水道事業特別会計の決算につきましては、歳入総額２億6,387万円、歳出総額２億4,628万2,000円、歳入歳出差引額1,758万8,000円。翌年度へ繰り越すべき財源1,316万6,000円、実質収支額442万2,000円であります。

次に、平成21年度柳津町町営スキー場事業特別会計の決算につきましては、歳入総額2,278万1,000円、歳出総額1,158万7,000円、歳入歳出差引額1,119万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源1,080万円、実質収支額39万4,000円であります。

次に、平成21年度柳津町農業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入総額7,860万8,000円、歳出総額7,483万9,000円、歳入歳出差引額376万9,000円であります。

次に、平成21年度柳津町下水道事業特別会計の決算につきましては、歳入総額7,115万円、歳出総額6,883万5,000円、歳入歳出差引額231万5,000円であります。

次に、平成21年度柳津町簡易排水事業特別会計の決算につきましては、歳入総額274万6,000円、歳出総額216万4,000円、歳入歳出差引額58万2,000円。

次に、平成21年度柳津町林業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入総額308万4,000円、歳出総額263万5,000円、歳入歳出差引額44万9,000円であります。

以上で、各会計の決算概要の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

以上であります。

○議長

ここで、代表監査委員に決算審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、長谷川和男君。

○代表監査委員（登壇）

平成21年度柳津町歳入歳出決算の審査の意見を申し上げます。

地方自治法第233条第２項及び第241条第５項の規定により、平成21年度歳入歳出決算並びに基金の運用状況の審査を終了したので、その結果を次のとおり意見を付して報告いたします。

平成22年８月26日であります。

審査の概要

１、審査の対象は、

一つ、平成21年度柳津町一般会計歳入歳出決算

二つ、平成21年度柳津町土地取得事業特別会計歳入歳出決算

三つ、平成21年度柳津町老人保健特別会計歳入歳出決算

四つ、平成21年度柳津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

五つ、平成21年度柳津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

六つ、平成21年度柳津町介護保険特別会計歳入歳出決算

七つ、平成21年度柳津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

八つ、平成21年度柳津町町営スキー場事業特別会計歳入歳出決算

九つ、平成21年度柳津町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

十、平成21年度柳津町下水道事業特別会計歳入歳出決算

十一、平成21年度柳津町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算

十二、平成21年度柳津町林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

十三、平成21年度基金の運用状況であります。

審査期間が、平成22年７月21日より平成22年７月29日までの６日間であります。

審査の着眼点、

一つ、決算書の計数は正確であるか。

二つ、町税、保険税、使用料等の徴収業務について向上しているか。

三つ、財政運営の健全性は図られているか。また、予算執行は適正であったか。

四つ、昨年度の指摘事項について必要な改善処置はとられているか。

この４点であります。

会計別歳入歳出決算状況については、別途申し上げます。

まず、第２に審査の結果であります。

１番、総括。

審査した柳津町一般会計及び特別会計歳入歳出の決算額は次のとおりでありますということで、この表につきましては、今町長が提案理由で読み上げておりますので、省略いたします。

２番目に一般会計であります。

まず、一番に財政の推移であります。

平成21年度における一般会計は、歳入総額40億3,031万1,000円で２億6,000万円の増、歳出総額38億9,763万3,000円で４億8,000万円の増であります。

なお、過去３年間の状況は次の表のとおりであります。ということで、平成21年度は歳入のほうで前年に対し７％の増、歳出のほうで14.1％の増となっております。

次に、財政収支の状況であります。

平成21年度決算状況は、前述のように歳入総額40億3,031万965円から歳出総額38億9,763万3,495円を差し引いた１億3,267万7,470円が余剰金となりましたが、うち繰越明許費は4,729万4,000円、したがって実質収支は8,538万4,000円で、前年度決算における実質収支１億1,662万2,000円を差し引いた単年度収支は、マイナスの3,123万8,000円であります。3,123万8,000円の赤字ということであります。

次に、収入の状況であります。

平成21年度一般会計歳入合計額40億3,031万965円で、前年度に比べ増額になった主なものは、地方特例交付金287万円、地方交付税8,243万8,000円、国庫支出金2,928万円、県支出金2,622万3,000円、財産収入562万7,000円、繰越金１億7,532万4,000円、諸収入821万6,000円、町債2,955万7,000円で、減額になったのは、町税1,059万4,000円、地方譲与税347万1,000円、自動車取得税交付金1,033万4,000円、分担金及び負担金930万2,000円、使用料及び手数料103万4,000円、繰入金6,520万円等で、歳入合計では、前年度より２億6,211万8,000円増額になりました。

特に、この表にありますように自主財源の減が大変気になるところでございます。

次に、一般会計の歳入の総括表であります。表の読み上げは省略したいと思いますが、歳入合計が21年度は先ほどから申し上げておりますように40億3,031万965円で、２億6,211万8,430円の増となっております。

収入割合は92.5%、前年度は99.6%、7.1ポイント減少しました。調定に対する収入割合は、前年度と同様99.2%となっております。

次に、町税及び税外収入の未収金についてであります。

表の読み上げは省略したいと思いますけれども、未納額は、現年度分で合計467万8,118円で前年度より96万9,091円減少し、滞納繰越分で2,577万4,091円で172万5,217円増加し、滞納額累計では3,045万2,209円で前年度より75万6,126円増加いたしました。

滞納の不納欠損処分額は54万5,578円でありますが、未納額の対策については、執行部、議会で今後議論を深めていただきたいと思います。

次に、歳出の状況であります。

平成21年度一般会計予算額43億5,824万2,000円に対し、支出済額38億9,763万3,495円、繰越明許費３億5,239万6,000円、不用額１億821万2,505円で、予算に対する執行率は89.4%（前年度が90.3%）で、前年度を0.9ポイント下回りました。また、歳出決算額は前年度に比べると４億8,127万3,646円増額になりました。これは、国の景気対策等による増額によるものと思っております。

性質別歳出においては、次の表のとおりでありますけれども、消費的経費で42.5%、投資的経費で25.9%、その他31.6%で、前年度と比較して消費的経費は2.1ポイントの減少、投資的経費では7.6ポイント増加し、その他で5.5ポイント減少いたしました。

なお、内訳は、消費的経費で人件費がマイナスの2.2ポイント、維持修理費で0.2ポイントの増、補助費等で1.7ポイントの増、投資的経費では普通建設事業費7.9ポイント、災害復旧

事業費マイナスの0.3ポイントというふうになっております。その他の経費でマイナスの5.5ポイントとなっておりますが、構成比自体に大きな意味合いはないと思っております。その年、その年の予算の額によって変わってきますので、そう大きな意味合いはないものと思っています。

次に、３番目に特別会計であります。

まず、土地取得事業特別会計であります。

本会計の決算は、歳入総額480万2,991円で、歳出総額455万5,061円となり、差引額が24万7,930円であります。細八地区の分譲宅地未販売分８区画、平成21年度分の販売実績は１区画であります。早期に完売するように努力されたいと思います。

２番目に、老人保健特別会計。

平成20年度から後期高齢者医療制度に移行し、本会計の決算は、歳入総額221万9,728円で、歳出総額221万9,455円となり、差引残額273円であります。歳出の主なものは諸支出金で221万6,113円であります。

次に、３番目が国民健康保険特別会計であります。

まず、事業勘定について申し上げます。

本会計の決算は、歳入総額６億7,226万7,216円、歳出総額６億2,063万4,525円となり、差引残高が5,163万2,691円であります。

歳入の主なものは、国保税で9,080万5,572円、国庫支出金１億5,792万4,024円、療養給付費交付金6,457万7,000円、繰入金7,271万2,894円、繰越金3,837万9,635円であります。

歳出の主なものは、保険給付費４億718万8,524円、後期高齢者支援金6,010万2,046円、介護納付金2,224万7,360円、共同事業拠出金7,059万519円で、歳出総額で前年より63万5,530円減額になりました。

なお、国保税の未納状況は、次の表のとおりであります。収入未済額が前年より149万128円増加し、1,883万910円となりましたが、このことは大変憂慮すべき事態であります。国保会計に重大な影響を与えかねないので、徴収には万全を期していただきたいというふうに思います。

なお、この事業勘定については最後に意見書を述べておりますので、お聞きいただきたいと思います。

２番目に、施設勘定であります。

本会計の決算は、これは診療所会計であります、歳入総額8,412万7,461円、歳出総額

7,993万7,350円となり、差引額が419万111円であります。

収入の主なものは、診療収入で6,219万9,623円、繰入金で1,830万9,000円、繰越金で360万9,218円であります。歳出の主なものは、一般管理費で5,142万226円、医薬用衛生材料費で2,375万6,011円であります。

前年と比較すると、受診者数が846人の増、診療収入で889万2,221円増額になりました。したがって、一般会計からの繰り入れが746万円少なくなり、良好な決算であったと思っております。

次に、４番目の後期高齢者医療特別会計であります。

本会計の決算は、歳入総額5,264万2,466円、歳出総額5,209万8,166円となり、差引額が54万4,300円であります。

歳入の主なものは、保険料で2,433万9,500円、繰入金2,804万6,366円であります。歳出の主なものは、一般管理費940万4,891円、広域連合納付金4,246万7,123円であります。

保険料の未収金が15件で８万9,200円となったことは遺憾であり、収納事務を徹底されたいと思います。今後ふえていることを懸念しているものであります。

次に、介護保険特別会計であります。

本会計の決算は、歳入総額４億1,190万440円、歳出総額３億9,008万7,529円となり、差引金額が2,181万2,911円であります。

歳入の主なものは、保険料で5,929万8,900円、国庫支出金１億574万1,400円、支払基金交付金１億726万7,195円、県支出金5,311万1,700円、繰入金6,839万7,574円、繰越金1,808万1,533円であります。

歳出の主なものは、総務費2,150万7,669円、保険給付費３億5,274万7,873円、地域支援事業費1,146万2,061円、諸支出金436万9,926円、歳出総額で前年より379万9,389円減額になりました。保険給付費は前年度より1,005万8,541円増額になりましたが、今後給付費を抑制するために介護予防事業に努められたい。

介護保険料の未収金が110万6,900円となり、前年度より１万9,500円増加し、年々増加していますので、滞納整理計画を立て万全を期するように強く要望します。

次、６番目が簡易水道事業特別会計であります。

本会計の決算は、歳入総額２億6,386万9,668円、歳出総額２億4,628万1,832円となり、差引額が1,758万7,836円であります。繰越明許費1,316万6,000円です。

歳入の主なものは、水道使用料が5,936万4,986円、国県支出金6,766万8,000円、繰入金

7,511万1,000円、町債5,480万円であります。

歳出は、水道事業費１億6,998万4,874円、公債費7,629万6,958円であります。

水道使用料の未収金が、現年度分で250万9,139円、滞納繰越分が2,070万4,376円、合計金額2,321万3,515円であります。35万2,358円を不納欠損処分した関係で未収金額は前年度より減少しましたが、前年度より未収金を減らすのが滞納回収の最低目標でありますので、早急に検討し実行されるように強く要望いたします。

次は、町営スキー場の特別会計であります。

本会計の決算は、歳入総額2,278万967円、歳出総額1,158万7,018円となり、差引額が1,119万3,949円であり、うち繰越明許費1,080万円です。

歳入の主なものは、繰入金2,257万2,000円であります。歳出では、スキー場事業費1,158万7,018円であります。

スキー場の管理運営については、施設も老朽化しているので、今後の施設の運営方針を検討されたいと思っております。

農業集落排水事業特別会計であります。

本会計の決算は、歳入総額7,860万8,378円、歳出総額7,483万9,094円となり、差引額が376万9,284円であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金117万6,000円、使用料1,219万2,610円、繰入金6,302万5,000円、繰越金220万616円であります。歳出では、総務費2,508万4,182円、公債費4,975万4,912円であります。

未収金は前年度より２万4,840円減少しましたが、63万8,380円あり、早急に回収するとともに、平成16年度に事業は完成しておりますが、依然として加入率が低いので加入促進の強化を図られたいと思っております。

次に、下水道事業特別会計であります。

本会計の決算は、歳入総額7,114万9,715円、歳出総額6,883万5,013円となり、差引額が231万4,702円であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金319万2,000円、使用料1,409万9,316円、国庫支出金225万円、繰入金4,651万円、繰越金391万8,303円、町債100万円であります。

歳出では、総務費1,593万4,494円、下水道整備費1,312万9,683円、公債費3,977万836円であります。

工事が完了しましたので、健全な維持管理に努めるとともに、経費がかかるので加入促進

に努められたいと思います。

次が、簡易排水事業特別会計であります。

本会計の決算は、歳入総額274万5,519円、歳出総額216万4,439円となり、差引額が58万1,080円であります。

歳入は、使用料79万9,540円、繰入金151万1,000円、繰越金43万4,979円であります。歳出では、総務費118万4,751円、公債費97万9,688円であります。

11番目が林業集落排水事業特別会計であります。

本会計の決算は、歳入総額308万3,766円、歳出総額263万4,908円となり、差引額が44万8,858円であります。

歳入の主なるものは、分担金及び負担金168万円、使用料及び手数料25万6,140円、繰入金36万2,000円、繰越金50万4,155円であります。歳出では、整備費総務費で232万8,740円、公債費30万6,168円であります。

今後、維持管理に入りますので、加入促進について努力されたいと思います。

次が積立金の状況であります。

積立金の状況は、次の表のとおりでありますので、朗読は省略させていただきますが、21年度末の現在高で20億1,179万543円となっております。年々減少しておりますが、小泉改革以来一般財源が減少しておりますので、やむを得ない事情もあろうかと思いますけれども、今後十分に財政運営に配慮していただきたいと思っております。

次が徴税等の収入未済の一覧表であります。

これも先ほどから議論されておりますように、滞納額が年々増加しております。実損対策について議論を深めていただきたいというふうに思っております。

次に、最後になりますが、監査の指摘及び要望事項であります。

まず、１番目に行政評価及び行財政推進計画についてであります。

この制度の導入については「住民との情報共有を通じ町の意思決定にだれもが主体的に参加できる基盤づくりと透明性の高い行政運営と住民起点での行政体質改革の実現を目指す」とした高い理想に向かって、ここ数年多額の町費を投入し、今回ようやく公表されましたが、公表までの経過は必ずしも透明性の高いものとは言いがたく、また公表後の取り組みについては全く決定していない状況であります。まさかこれで終わりではないものと信じますが、導入時の目的に沿い、どの時点で町の意思決定に町民を参加させるのか等、有効な制度となる工程を示され、評価の成果を予算に反映し、町民の納得できるものにするよう求めます。

また、行財政改革推進計画については、21年度で前期分が終了し、22年度からの計画は全く策定の見込みがない状況にあることはまことに遺憾であります。早期に策定されるよう指摘いたします。

２番目に、国民健康保険事業であります。

国民健康保険特別会計事業勘定については、１人当たりの療養給付費が31万1,095円と県内で最も高く、特に４年間県内一という不名誉な状況になっていることは、国保財政にも大きな影響を与え、21年度、22年度の近６カ月で3,900万円の基金取り崩しを計上するとともに、住民負担である保険税率の引き上げが続いて、税率が高くなっていることに懸念を感じるのであります。

この状態が続けば、近々医療費抑制の策定が義務づけられる国の安定化計画指定町村に指定され、レセプト点検の強化はもちろん、健康づくり計画の策定、特定健診の受診率アップ、さらに保健指導体制の強化等大きな負担を伴うことは必然であります。町長が22年度の施政方針で示された健康な町づくりのための特定保健指導の強化を目に見える形で早期に実施されるよう求めます。

なお、参考に申し上げますと、後期高齢者医療保険の21年度１人当たり給付費は、県平均を下回り、59市町村中46位の65万850円となっております。

審査の総評であります。

平成21年度柳津町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、計数に誤りもなく、関係諸帳簿、証書類も整理されており、会計経理は正確な決算であると認めるものであります。

特に、財政健全化の中で最も重要視される経常収支比率については、77.4%となっており、国の景気対策による特殊事情は考慮されても健全な財政運営であると判断いたしました。

しかしながら、地方の景気回復状況は大変厳しく、自主財源である町税、住宅使用料、国保税、簡易水道使用料、公共下水道使用料等の滞納額は年々増加傾向にあり、町政運営に大きな影響を与えております。

現在、国の来年度予算について議論されているように、国の財政状況は非常に危機的状況にあり、今後地方にも大きな影響が出るものと懸念しております。自主財源の確保と無駄のない有効活用こそが町民福祉の向上のための根幹であり、町長を先頭に全職員一丸となってご尽力くださるよう要望し、平成21年度決算審査の総評といたします。

どうもありがとうございました。

○議長

以上で、代表監査委員の報告を終わります。

お諮りいたします。

議案第５３号「平成２１年度柳津町歳入歳出決算認定の審査について」は、議員９名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

ご異議なきものと認めます。

よって、議案第５３号「平成２１年度柳津町歳入歳出決算認定について」は、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

決算特別委員会の正副委員長を議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認め、指名します。

決算特別委員会委員長に７番、荒明正一君、副委員長に６番、小林　功君を指名します。

なお、決算の審査に当たり、町長並びに所管の課長及び班長の出席を求めます。

◇　　◇　　◇

◎休会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日、これより９月22日午前10時までを決算審査のため休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本日これより22日午前10時までを休会とすることに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

◎散会の議決

○議長

お諮りいたします。

本日はこれをもって散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。（午後４時３１分）